

# 地域と農業

会報

第 51 号

Oct. 2003

*Autumn*

特集

農地制度改革に関する研究会(2)



食品安全情報開示ポータル・サイト

Be-Tracer

www.be-tracer.com

食品のブランド力向上を支援する

トレーサビリティ公開支援サービス



## Be-Tracerとは.

お客様の生産履歴データを安価にインターネット上に公開ができるサービスです。

### 任せて安心!

お預かりした生産履歴データは、iDC(インターネット・データセンター)の安全が確保された環境で情報公開いたします。

### 低コスト!

初期費用78万、月額5万で自社の公開サイトを構築できます。

### スピーディ!

サービススタッフが伺いしてお客様の生産履歴データを安全に伝送する環境を構築いたします。  
お預かりしたデータは業界最先端の情報公開テクノロジーにより短期間でホームページ上に開示いたします。

### 【お問合せ窓口】

兼松エレクトロニクス株式会社  
札幌支店 ソリューション営業課  
担当: 玉山

E-mail: tamayama@kel.co.jp  
TEL:011-241-2493 FAX:011-241-1656

KEL solution

# 「喜び」を支える、喜び。

心から信頼しあえる人に出逢えたこと。  
大切に育てた花壇が、美しい花を咲かせたこと。  
家族がみんな健やかに暮らしていること。  
日々の生活にいきづく「喜び」は、人それぞれ。  
そして、そんな喜びをさまざまな形で支えることが、  
私たちの喜びです。

株式会社  
ホクレン油機サービス

●本社/札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1番10号 ☎011(892)1551 FAX 011(891)1339

■函館支店 ■岩見沢支店 ■旭川支店 ■稚内支店 ■網走支店 ■深川営業所 ■東天北営業所 ■北見営業所

# 地域と農業

Vol.51

表紙写真：美唄市峰延の水田  
提供：山田 精一



目次

- 
- 2 **みる** **観** WTO農業交渉、日本の課題  
所長 太田原高昭
- 
- 3 **特集** 農地制度改革に関する研究会 (2)  
北海道の酪農専業地帯における農地問題と  
農協出資型生産法人  
北海道大学大学院 研究員 菅沼 弘生  
総合討論  
座長 北海道大学大学院 教授 坂下 明彦
- 
- 27 **ときの話** 議論百出を期待  
「水田農業ビジョン」策定作業  
禿 老 児
- 
- 30 **Essay** 「農業は感動産業です」—その3—  
蘭越町 農業 及川かをり
- 
- 36 **連載 No.34** あのマチこのムラ地域おこし活躍中  
仁木町の事例  
特別研究員 久保 良矩
- 
- 41 **特別寄稿** ウスターソースと人生  
碓田 素州
- 
- 46 掲示板・DATA FILE
-

# 観 察

## WTO 農業交渉、日本の課題

(社) 北海道地域農業研究所 所長  
北海学園大学 教授 太田原 高昭

WTO 農業交渉が頓挫している。多面的機能フレন্ズがEUとアメリカの妥協によってあっさりと解体し、EU・アメリカの談合への途上国の反発でWTO会議全体が暗礁に乗り上げた。この先どうなるかは不透明だが、いずれ仕切り直しがあるだろうから、関税率の現状維持で一安心というわけにはいかないだろう。WTOが機能しなければFTA(二国間条約)が動き出すだろう。ここまでの経過からも日本の課題が浮かび上がってくる。

一つは日本提案が通らなかつた場合に備える国内措置である。EUとアメリカの妥協の情報を事前にキャッチ出来なかつたことについて、ある新聞は「日本外交史上に残る失態」と評したが、日本の外交能力は残念ながらこんなところである。政府は日本提案をあくまで通すとしているが、通らなかつたときどうするのか、ガット・ウルグアイ・ラウンドの時のように「すみませんでした」では今度は済まないだろう。

URでは「コメは一粒たりとも入れない」と言って惨敗した。負けたときどうするかの準備が何もなく下がりつ放しの米価のツケは皆農家が負うことになった。対照的にEC(当時)は市場

価格との差額を補償する包括的デカップリング政策を準備しており農家経済は救われた。日本政府は今度こそ、国内措置として中山間地対策に止まらない包括的な直接支払いを準備しなければならないだろう。

もう一つは長期的課題になるが、国際戦略の練り直しである。多面的機能フレন্ズの結成はURと比べれば一歩前進であったが、EU頼みでは最初から無理があつた。EUには当初から「日本は本国内に国内農業を大事にしているのか」という不信感があつたし、何よりもヨーロッパはアメリカ・ケアンズグループには及ばないものの平均数十鈴の中農国、農産物輸出出国が多い。妥協は当初から懸念されてきたことである。

世界には平均数百鈴の大農国(アメリカ・ケアンズグループ)、数十鈴の中農国(EU)、数鈴の小農国(日本、韓国、途上国)がある。小農国と同盟し、そのリーダーになることが日本の使命ではないだろうか。途上国は小農国の農業保護を主張しているが、日本に対してはあくまでも先進国としてさらなる市場開放を要求している。このねじれを正すことが当面の目標となろう。

農地制度改革に関する研究会（2）——これまでの総括——

北海道の酪農専業地帯における農地問題と農協出資型生産法人

北海道大学大学院 研究員（現北農中央会酪農畜産課） 菅沼 弘生



これまで私は、道内各地の酪農地帯を訪問し、そこでの実態調査を通じて農地問題に関する研究を進めてまいりました。多くの地域が様々な問題を抱えていることがわかったのですが、そのような中で農協や農業生産法人が主体となって農地問題を解決しようとしている事例にいくつか巡り会いました。今日は、それらの中から三つの事例を紹介いたします。そして、農協が農地問題に関してどのような考えを持っているのか整理してみましたので、その分析結果も報告させていただきます。

一、酪農地帯における農地問題の発現

事例紹介に入る前に、農地問題が発生した要因について考えてみたいと思います。そもそも北海道の酪農地帯は、八〇年代中盤まで農地移動が活発でした。そこでの農地調整方式は農家間の農地取得競争をベースとしていましたので、多くの農家は増反に主眼を置いていたといえます。しかし、農地の受け手は地域間で偏在していたので、飛び地や未利用地が発生するようになりました。また、農地面積が一定規模に到達するようになると、農家の農地取得意欲が低下してきますので、合理的な土地利用方式の形成が求められるようになってきました。つまり、このような問題を緩和させるための対策が求められてきたと

思います。

表1 八雲酪農の展開過程

|      | 酪農家<br>戸数 (戸) | 乳牛飼養<br>総頭数 (頭) | 平均<br>頭数 (頭) | 平均<br>乳量 (t) | 酪農家<br>減少率 (%) |
|------|---------------|-----------------|--------------|--------------|----------------|
| 1950 | 605           | 2,195           | 3.6          | 5.0          |                |
| 1955 | 679           | 3,207           | 4.7          | 8.7          | ('50 → '60)    |
| 1960 | 910           | 5,128           | 5.6          | 11.0         | — 50.4         |
| 1965 | 707           | 5,962           | 8.4          | 16.9         | ('60 → '70)    |
| 1970 | 526           | 7,420           | 14.1         | 31.2         | 42.2           |
| 1975 | 406           | 9,042           | 22.3         | 53.0         | ('70 → '80)    |
| 1980 | 329           | 11,747          | 35.7         | 95.2         | 37.5           |
| 1985 | 284           | 12,150          | 42.8         | 134.5        | ('80 → '90)    |
| 1990 | 254           | 12,490          | 49.2         | 176.8        | 22.8           |
| 1995 | 208           | 12,182          | 58.6         | 231.6        | ('90 → '00)    |
| 2000 | 160           | 11,225          | 70.2         | 281.3        | 37.0           |

資料) 八雲農協資料より作成。

その場合、個別の農家間の対応を越えた、地域的な対応が必要とされました。具体的には、交換分合の実施や農協出資型法人による農地の流動化や保全などを挙げることができます。以下では、後者の農協出資型法人に着目しまして、その設立の背景や目的について報告していききたいと思います。

## 二、広域的な農地移動による飛び地の発生と農地所有再編

### — 八雲町の事例 —

まずはじめに、八雲町の事例を紹介します。ここでは農地需給のバランスが地域ごとに変なっています。したがって、出作・入作によって農地需給が均衡するといった特徴を有しています。こうした特徴は何も八雲町だけでなく、たとえば白糠町などでも確認できました。白糠町では上流の沢地帯での離農が激しかったため、中・下流部集落からの出作が展開していたのです。しかし、九〇年代に入ると隣接農地の取得が可能になってきたので、こうした展開はだんだん少なくなってきました。事実、紋別市では遠隔地にある借地を返還する動きが確認できるのです。

酪農の場合、収穫適期が短く、しかも一定の期間に集中しますから、出作地における機械、それと労働力に係るコストは割高になります。したがって、農地の需給バランスが緩和してくると、出作地からの撤退が始まります。出作地における土地利用問題の発現と言えましょう。この傾向は八雲町でも確認できます。八雲町では、第二次構造改善

表2 集落別の酪農経営の特徴（八雲町）

単位：ha

|        |     | 酪畑/酪農家数 | 戸当り経営耕地 | 戸当り牧草面積 | 戸当りデントコン面積 | 戸当り種子馬鈴薯面積 | 戸当り借入面積 | 普通畑/畑地 |
|--------|-----|---------|---------|---------|------------|------------|---------|--------|
| 酪農專業集落 | 桜野  | 0.0     | 30.0    | 21.6    | 4.9        | 0.3        | 7.2     | 68.5   |
|        | 鉛川  | 0.0     | 30.5    | 21.0    | 3.5        | 0.0        | 3.5     | 10.9   |
|        | 立岩  | 7.1     | 21.9    | 17.3    | 4.1        | 0.0        | 4.7     | 23.1   |
|        | 花浦  | 10.0    | 26.5    | 14.8    | 7.1        | 0.0        | 2.7     | 46.3   |
|        | 春日一 | 25.0    | 26.4    | 17.2    | 7.5        | 0.4        | 3.9     | 28.4   |
|        | 黒岩  | 33.3    | 30.8    | 22.1    | 0.7        | 0.0        | 7.8     | 59.7   |
|        | 春日二 | 33.3    | 26.2    | 19.2    | 4.5        | 0.5        | 2.6     | 25.6   |
|        | 上八雲 | 55.6    | 39.2    | 29.3    | 4.6        | 1.0        | 3.3     | 37.3   |
| 小計     |     | 20.5    | 28.9    | 20.3    | 4.6        | 0.3        | 4.5     | 37.5   |
| 酪農畑作集落 | 大新  | 70.1    | 21.8    | 16.8    | 5.1        | 0.9        | 4.7     | 46.4   |
|        | 浜松三 | 75.0    | 43.0    | 21.2    | 4.6        | 0.9        | 8.9     | 31.0   |
|        | 浜松一 | 77.8    | 26.1    | 28.1    | 4.9        | 1.0        | 5.8     | 37.3   |
|        | 春日  | 84.6    | 25.1    | 16.1    | 3.0        | 1.3        | 2.6     | 64.2   |
|        | 柏木  | 90.0    | 23.3    | 14.2    | 4.9        | 1.1        | 6.3     | 100.0  |
|        | 山崎  | 91.7    | 31.2    | 19.6    | 4.6        | 1.5        | 12.8    | 31.4   |
|        | 熱田  | 100.0   | 22.5    | 14.0    | 3.9        | 1.2        | 4.3     | 48.5   |
|        | 山越四 | 100.0   | 21.1    | 10.1    | 4.0        | 1.4        | 7.0     | 38.0   |
| 小計     |     | 86.1    | 26.8    | 17.5    | 4.4        | 1.2        | 6.6     | 49.6   |
| 計      |     | 53.3    | 27.9    | 18.9    | 4.5        | 0.7        | 5.5     | 43.5   |

資料) 八雲町アンケート (1994年12月) より作成。

注1) 集落の酪農家数に占める酪農畑作経営の割合が70%以上の集落を酪農畑作集落 (以下、酪畑集落)、70%未満の集落を酪農專業集落 (以下、酪專集落) とした。

注2) 普通畑/畑地は農業センサス (1990年) より集計。

事業、それと後のバルククーラーの普及により、酪農家の規模拡大が実現しました。それと同時に、酪農も多発しました。表1の右端に酪農家の減少率を一〇年おきに示しておきましたが、これをみると、六〇年代以降、一〇年間に約三〇%の農家が減少していることがわかります。この動きは、八〇年代にやや鈍化したのですが、九〇年代に入ると再び現れます。そして、このことを反映して、八〇年代前半まで売買中心で活発に展開していた農地移動は、八〇年代後半以降、売買、借地とも減少し、九〇年代に入ると再び活発になります。

八雲町の農家は、酪農專業経営と酪農畑作経営の二タイプが主流となります。表2に示しましたように、酪農專業経営は平坦地区や丘陵・高台に、酪農畑作経営は平地地に主に分布しています。酪農專業経営は、地理的条件の制約によって、畑作との複合経営から酪農專業経営へと移行してきたのです。種子馬鈴薯の作付面積をみれば、これら二タイプの差がわかりいただけるでしょう。

表3には属人でみた集落別の経営耕地面積を記しています。表の最上段をご覧ください。酪專集落では九〇年の一、五八二haがピークとなっています。他方、酪畑集落では九〇年以降も増加して

表3 集落別の経営展開（八雲町）

| 経営耕地面積 (ha) |       |       |       |       |       |       |       |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|             | 1970  | 1975  | 1980  | 1985  | 1990  | 1995  | 2000  |
| 酪専集落        | 1,185 | 1,380 | 1,452 | 1,562 | 1,582 | 1,488 | 1,425 |
| 酪畑集落        | 1,506 | 1,621 | 1,768 | 1,931 | 2,027 | 2,166 | 2,196 |
| 八雲町全体       | 2,691 | 3,001 | 3,220 | 3,493 | 3,609 | 3,654 | 3,621 |

| 耕地面積増加率 |           |           |           |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|         | '70 → '80 | '80 → '90 | '90 → '00 | '70 → '00 |
| 酪専集落    | 22.5      | 8.9       | -9.9      | 20.2      |
| 酪畑集落    | 17.4      | 14.7      | 8.3       | 45.8      |
| 八雲町全体   | 19.6      | 12.1      | 0.3       | 34.5      |

資料) 農業集落カードより作成。

注1) 花浦1区は1970、1975年のデータ欠如のため、除外して集計。

注2) 一部の旧水田地区(野田生4区、野田生5区)は除外して集計。

います。この差は、離農跡地の取得の有無によって生じたものです。つまり、酪専集落は、離農跡地が集落外農家によって取得されたために、属人でみた耕地面積は減少しています。これに対して酪畑集落は、集落外の離農跡地の取得によって耕地面積が増加しているのです。すなわち、酪専集落と酪畑集落との間で農地の広域調整が行われているのです。こうした調整が一九九〇年以前から行われているのは、すでに実態調査の中で確認しています。

しかし、これまで比較的離農が少なかった酪畑集落においても、九〇年代に入ると離農件数が増加してきます。それに伴い、集落内の離農跡地が規模拡大農家にとってのファンドとなったのです。ただし、この農地を取得するには資金が必要ですから、集落外にある飛び地を売却しなければなりません。そうなる酪専集落では農地が過剰となりますから、その資産価値の低下が避けられなくなります。

こうした状況に直面した旧八雲町農協は、入作集落、すなわち酪専集落の農家を構成員とした余剰農地の受け皿法人の設立を構想しました。そして、この法人の運営を通じて、酪専集落では法人による土地利用型酪農の展開を、酪畑集落では離農跡地をファンドとした交換分合の実施を期待しているのです。

この法人は「活性化法人」と仮称されています。そして、入作の多い酪専集落である上八雲集落がモデル地区に選定され、そこでの法人の設立が目指されているのです。現在、そのための懇談会が定期的開催されています。しかも、この懇談会を通じて、「農地の流動化が停滞するとその資産価値が低下してしまうこと」、「それに歯止めをかけるには新たな新規参入者の育成や土地利用型酪農を実践する担い

手の出現が不可欠なこと」などがすでに農家間で確認されています。また、北海道農業会議や北海道担い手センターと連携した新規参入者受け入れ対策も確立されましたし、さらには、法人の具体的な経営内容も検討されはじめています。それは、「牧草販売、育成牛受託を主体とする」、「搾乳施設を持たない軽装備な経営とする」といった特徴を有しています。

また、法人は集落内の離農跡地を取得した上でそれらを集積し、飼料生産を行う予定となっています。また、構成員の所有地については、構成員から賃借することになります。これにより、法人は集落内の農地を網羅することになり、団地的な土地利用も実現します。要するに、酪農家の作業効率の向上を通して、限界地の有効利用にも貢献する法人の設立を目指しているのです。

### 三、離農跡地の有効利用と農協出資型法人

#### — 別海町・中春別地区の事例 —

都府県同様、北海道においても九〇年代以降、農業生産構造の脆弱化が顕著になってきています。そのため、地域連携型法人の育成など、農地保全の仕組みに関する政策が確立されてきました。そのような事例は、水田地帯や畑作地帯には多く存在しますが、酪農地帯にはほとんど存在しません。酪農における土地利用は、生乳生産のための飼料生産という迂回性を有しているので、酪農地帯の法人は、土地利用型部門に関わる事業展開を行いつづらいます。それゆえ、酪農地帯では、

公的部門による農地保全の仕組みの確立が求められているといえます。そこで、以下では、すでにそのような取り組みを行っている中春別農協の事例を紹介してみたいと思います。

表4をご覧ください。これはパイロットファーム（以下PFと略）新酪集落と別海町全体の農地移動の状況を比較して示したものです。表中に「農地移動率」とありますが、これは、売買移動、賃借移動、交換分合による移動面積の経営耕地面積に占める割合となります。これをみると、PF・新酪集落では、八六・四％と町平均よりも高率であることがわかるかと思えます。「売買移動率」も同様の傾向で、特に九〇年以降、その差はだんだん開いてきています。また、その隣に「うち公社率」という欄があります。これは売買移動面積のうち公社事業を利用した面積がどのくらい占めているかを示したものです。これをみると、PF・新酪集落における売買移動は、全期間を通じて、実に半数以上が公社介入であったことがわかります。ここではかなり前から負債に伴う離農が多く出現していましたが、公社事業を活用した農地の流動化、それを通じた農家の規模拡大は早い段階から進展してきたのです。

しかし、最近、そうした農地取得に対する需要にかけりがみえてきました。今後、需給関係が逆転するのではないかとこのことも想定されます。そうすると、域内における農地移動の調整が困難となりますので、農地を維持するためには新たな担い手を創出しなければなりません。こうした状況の中、中春別農協は農事組合法人中春ミルクファームを設立したのです。

実際、離農跡地の受け手となる農家がほとんど存在しない地区もあ

表4 集落類型別農地移動量の比較（別海町）

単位：ha, 戸、%

| P F・新酪集落 |                |                |                 |               |               |               |           |               |          |          |          |               |
|----------|----------------|----------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|-----------|---------------|----------|----------|----------|---------------|
|          | 売買<br>移動<br>面積 | 賃貸<br>移動<br>面積 | 交換分<br>合増反<br>分 | 売買<br>移動<br>率 | うち<br>公社<br>率 | 賃貸<br>移動<br>率 | 交換分<br>合率 | 農地<br>移動<br>率 | 経営<br>耕地 | 酪農<br>家数 | 耕地<br>変化 | 酪農<br>家変<br>化 |
| 1975-79  | 2,798          | 0              | 1,923           | 19.3          | 71.8          | 0.0           | 13.3      | 32.6          | 14,489   | 414      | 33.5     | -1.2          |
| 80-84    | 1,950          | 281            | 2,649           | 10.1          | 53.6          | 1.5           | 13.7      | 25.2          | 19,346   | 409      | 12.5     | -3.4          |
| 85-89    | 1,402          | 1,209          | 0               | 6.4           | 37.1          | 5.6           | 0.0       | 12.0          | 21,770   | 395      | -1.8     | -4.8          |
| 90-94    | 1,619          | 1,255          | 291             | 7.6           | 49.8          | 5.9           | 1.4       | 14.8          | 21,376   | 376      | -0.1     | -9.3          |
| 95-99    | 2,121          | 473            | 328             | 9.9           | 30.2          | 2.2           | 1.5       | 13.7          | 21,361   | 341      | -0.9     | -9.7          |
| 合計       | 9,890          | 3,217          | 5,191           | 46.7          | 50.8          | 15.2          | 24.5      | 86.4          | 21,174   | 308      | 46.1     | -25.6         |

| 別海町合計   |                |                |                 |               |               |               |           |               |          |          |          |               |
|---------|----------------|----------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|-----------|---------------|----------|----------|----------|---------------|
|         | 売買<br>移動<br>面積 | 賃貸<br>移動<br>面積 | 交換分<br>合増反<br>分 | 売買<br>移動<br>率 | うち<br>公社<br>率 | 賃貸<br>移動<br>率 | 交換分<br>合率 | 農地<br>移動<br>率 | 経営<br>耕地 | 酪農<br>家数 | 耕地<br>変化 | 酪農<br>家変<br>化 |
| 1975-79 | 8,829          | 0              | 2,140           | 19.1          | 23.8          | 0.0           | 4.6       | 23.7          | 46,315   | 1,372    | 16.3     | -6.3          |
| 80-84   | 4,315          | 1,152          | 3,880           | 8.0           | 31.6          | 2.1           | 7.2       | 17.4          | 53,844   | 1,285    | 7.2      | -4.9          |
| 85-89   | 3,658          | 2,998          | 772             | 6.3           | 26.2          | 5.2           | 1.3       | 12.9          | 57,720   | 1,222    | 3.6      | -6.6          |
| 90-94   | 3,820          | 2,530          | 1,415           | 6.4           | 32.5          | 4.2           | 2.4       | 13.0          | 59,782   | 1,141    | -0.4     | -8.7          |
| 95-99   | 3,250          | 2,144          | 915             | 5.5           | 29.2          | 3.6           | 1.5       | 10.6          | 59,544   | 1,042    | 0.1      | -7.1          |
| 合計      | 23,877         | 8,823          | 9,121           | 40.1          | 27.7          | 14.8          | 15.3      | 70.2          | 59,588   | 968      | 28.6     | -29.4         |

資料)「農業経営部門別統計」より作成。

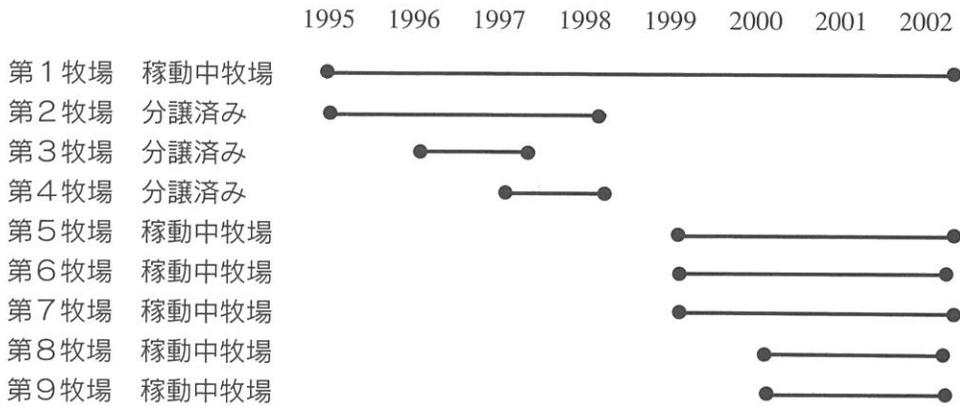


図1 (農) 中春ミルクファーム農場の推移

資料) 中春別農協資料より作成。

注) ●—● は、ミルクファームの稼動期間を示す。

ります。したがって、離農者は、農場を売却して負債を処理することが困難になります。こうした状況に対し、農協はこれまでどおりの負債対策に加えて、前向きな支援策を実施していくことを決断しました。そもそもこの農協は、経営の支援や指導に力を入れていたので、こうした対応が可能だったのでしよう。

そして、いよいよその支援策を立ち上げることになります。それは、多額の債務を有する農家であっても、担い手の意欲や能力が高ければ、農協がその担い手を指導しながら営農の継続を支援するものです。つまり農協は、そうした農家の牧場を管理しながら、担い手の経営指導をはかっていくことになったわけです。実はこうした取り組みは七七年から始まっています、すでに三戸の農家がこの支援を受けています。農事組合法人中春ミルクファームは九五年に設立された農業生産法人ですが、農協のこうした取り組みを引き継ぐ形で設立されたものであることをここで述べておきたいと思えます。

中春ミルクファームの実績は図1に示したとおりです。図にみるように、この法人はこれまで九つの牧場の管理に携わっています。現在リース期間中の農場が六つありますが、これらはいずれも来年以降に分譲する予定となっています。

分譲までの過程は図2に示したとおりです。離農者の資産は、主に北海道農業開発公社が行うリース事業を通じて中春ミルクファームが取得することになります。また、法人の運営に携わるのは、農協の理事でもある三名の構成員、それと七名の従業員となります。これらのスタッフが図にみるようなプロセスに関わっていくことで、農事組合法人中春ミルクファームは、離農跡地の受け皿機能、農場の分譲機

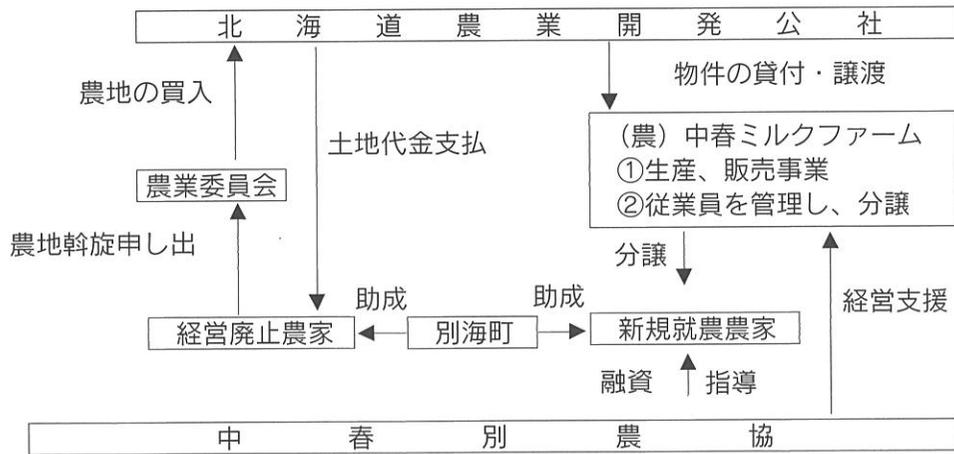


図2 地域農業経営再建緊急対策事業の仕組み

資料) 中春別農協資料より作成。

能、担い手の育成機能を同時に果たしているのです。

#### 四、酪農専業地帯における地域農業の動向と農地問題

##### — 浜中町の事例 —

最後に浜中町の事例を紹介します。ここでのキーワードは農協出資型法人による過疎化の防止対策となります。

その前に浜中町の酪農の概要についてお話しておきましょう。皆さんご承知のとおり、浜中町は道東の酪農専業地帯で、一戸当り草地面積は六〇畝以上に及びます。表5に示したように、センサスにみる牧草専用地は、七〇年から八五年にかけて七、一四三畝から一万四、〇九四畝へとほぼ倍増しています。この間、経産牛頭数もほぼ倍増していますが、一戸当たり面積が四〇畝近くまで増加しましたから、草地型酪農が形成されたといえます。ただし、その後、五年間、離農率が八〜一〇パーセントで推移したため、二〇〇〇年の畑地面積はやや減少します。

このような動向は、農協の支援事業の展開と少なからず関連があります。表6をご覧ください。八〇年代中頃までの農協の支援事業は、乳牛育成牧場、肉牛肥育センター、酪農技術センターの設置など、経営基盤の確立に関するものが中心となっていました。しかし、八〇年代後半に入ると、離農の進展に対応する形で、ヘルパー組織の設立、新規参入者の誘致条例の施行、コントラクター事業の開設など、担い手の確保、労働過重への対応、過疎の防止などを目的としたものへと変

表5 浜中町における農業推移

単位：ha、%

|                | 1970年 | 1975年  | 1980年  | 1985年  | 1990年  | 1995年  | 2000年  |
|----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 農家戸数           | 519   | 421    | 385    | 361    | 329    | 293    | 264    |
| 普通畑            | 330   | 86     | 40     | 9      | 26     | 1,264  | 2,410  |
| 牧草専用地          | 7,143 | 11,013 | 13,144 | 14,094 | 14,025 | 13,850 | 12,294 |
| 畑地面積           | 7,473 | 11,099 | 13,184 | 14,103 | 14,051 | 15,114 | 14,704 |
| 経産牛頭数          | 5,373 | 8,001  | 9,400  | 9,875  | 10,717 | 12,113 | 14,842 |
| 畑地/戸           | 14.4  | 26.4   | 34.2   | 39.1   | 42.7   | 51.6   | 55.7   |
| 頭数/戸           | 10.4  | 19.0   | 24.4   | 27.4   | 32.6   | 41.3   | 56.2   |
| 農家減少率<br>(5年間) |       | 18.9   | 8.6    | 6.2    | 8.9    | 10.9   | 9.9    |

注) 農業センサス各年次より作成。

表6 浜中町農協による支援事業

|       | 支援策           | 目的  |
|-------|---------------|---|
| 1972年 | 乳牛育成牧場        | 酪農経営の確立<br>労働過重<br>担い手の確保・過疎化の防止<br>担い手の確保・労働過重 |
| 1974年 | 生乳の供給過剰化      |   |
| 1977年 | 肉牛肥育センター      |   |
| 1977年 | 酪農技術センター      |   |
| 1988年 | ヘルパーの開始       |   |
| 1991年 | 新規参入者の誘致条例つくる |   |
| 1995年 | コントラクター事業の開始  |   |

資料) 浜中町農協資料より作成。

化していきます。

ただし、これらの動向は地域ごとに異なります。たとえば、戦後入植者の多い地区では離農の増加テンポが早いのですが、旧開地区では離農のテンポがやや遅いといった実態が確認できます。したがって、離農の進行に伴う過疎化の防止対策は、まずはじめに戦後入植者地区で求められることになるわけです。

こうした事態を重くみた農協は、農協出資型法人の展開による過疎化の防止対策を立ち上げました。まだ構想段階のことですが、すでに戦後入植地区をモデルにして、その導入にむけた準備を進めています。

もちろん、これまで過疎に対する懸念がなかったわけではありません。九一年に新規就農制度がスタートしていますが、これは増加する離農、ひいては過疎化への対応として設けられたものでした。しかし、それにもかかわらず農家戸数の減少に歯止めがかかりませんでした。

そのため、今回、設立が予定されている法人は、より幅広い目的を持った組織としています。たとえば、離農跡地の取得、研修生や離農者の雇用による人材バンクの運営、法人所有地での牧草収穫・調製、コントラクター・ヘルパーの運営などを実

施したいと考えています。また、周辺農家の農地の集団化に寄与するといった目的も持っています。その際、交換分合を実施することになります。そのファンドとなる農地はひとまずこの法人が保有する予定となっています。

いろいろと述べてまいりましたが、ここでの法人は、まず第一に酪農に従事する人口の維持、そして第二に農地の集団化や分業化の推進などを通じた農家支援が目指されているということになります。



## 五、おわりに

以上、三地域の実状とそれに対する取り組みについて報告させていただきました。いずれの地域も、農地取得に関する需要が小さいので、その需給ギャップをうめるために農協出資型法人を設立（または設立を検討）し、そしてそれを農地および農場の受け皿として活用していることになっていることがわかりただけたかと思えます。具体的に申しますと、八雲町では入作地での農地過剰対策、浜中町では過疎化防止対策は担い手育成および新規就農者創設対策、浜中町では過疎化防止対策がそれぞれ主要課題とされています。そして、農協出資型法人は、こうした地域独自の諸対策に関与しながら、農地保全を成し遂げようとしているのです。

こうした実態に直面しますと、今後、地域が主体となって農地問題に関わっていく場合、農協に対する期待はより一層大きなものになると指摘しないわけにはいきません。担い手の確保が困難な地域では、後継者や新規就農者の育成のために技術や経営に関する細やかな指導も求められます。また、土地利用型農業を志向する場合、地域内の分業体制の確立が必要となります。これらに対応するには、やはり農協の力が必要だと思えます。ここでは農協出資型法人に限定してお話してまいりましたが、その場合、先ほど谷本さんが紹介された清水町で採用されているような手法もございします。地域で公社を立ち上げ、それに農協が出資するというものです。ですから、その解決策は何も一つだけではありません。その手法の一つとし農協出資型法人の設立があるということになります。

# 総合討論

座長

坂下 明彦 (北海道大学大学院 教授)

討論参加者

長尾 正克

(札幌大学 教授)

谷本 一志

(北海道東海大学 教授)

柳村 俊介

(酪農学園大学 教授)

發地 喜久治

(酪農学園大学 助教授)

菅沼 弘生

(北海道大学大学院 研究員)

小山 良太

(北海道大学大学院 研究員)

細山 隆夫

(北海道農業研究センター 主任研究官)

米内山 昭和

(米内山農村研究所 主宰)

白旗 哲史

(北海道農政部農地調整課農地企画係 係長)

入江 千晴

(北海道農業協同組合中央会農業振興部 次長)

皆川 吉郎

(財団法人北海道農業開発公社 参事)

佐藤 泉

(財団法人北海道農業開発公社事業推進本部 副本部長)

吉尾 信隆

(財団法人北海道農業開発公社農用地部 部長)

南 洋

(財団法人北海道農業開発公社農用地部農地課 課長)

七戸 長生

(社団法人北海道地域農業研究所 所長)

宮田 義行

(社団法人北海道地域農業研究所 専務理事)

黒澤 不二男

(社団法人北海道地域農業研究所 常務理事)

奈良 孝一

(社団法人北海道地域農業研究所 特別研究員)

川原 和雄

(社団法人北海道地域農業研究所 専任研究員)

井上 誠司

(社団法人北海道地域農業研究所 専任研究員)

※所属・職名は研究会開催時(二〇〇三年五月二十九日)のものである。



坂下 この研究会は、構造改革特区に関する議論が一つのきっかけとなって始まっておりまして、そういう意味では、まず第一に企業の農業参入について考えるのが適切かと思えます。しかし、今、菅沼さんが報告されましたように、その数は決して多くないんですが、中

は農協や農業生産法人が農地の受け手になっているところもあります。「受け手がいないから企業に買ってもらおう」という話とは違っています。

いずれにしても、いろいろな動きがありまして、全体を通して議論するのはちょっと難しいんじゃないかと思えます。そこで、まずはじめに菅沼さんの報告に関する議論を行います。実態報告が中心でしたから、皆さんお聞きしたいことが沢山あるんじゃないかと思うんです。その後、農地制度について、続いて企業参入について議論していきたいと思えます。では、まず菅沼さんの報告に対して、どなたか質問ございませんか。

## 一、農地保有合理化事業と農協出資法人

長尾 紹介された事例はいずれも農協が関わっているようで

すが、これらは農協が農地保有合理化法人の資格を得て、それを活用しながら農地を維持しているところでしょうか。そのあたりの仕組みがよくわからなかったので教えてください。それと、これは發地先生のお話にも関わることですが、コントラクターはどのような主体が運営しているのですか。地元の土建業者に作業を委託しているという話をよく聞くんですけども、私はそのような業者がいずれ期待されていた仕事をするのをやめてしまつて、農地を潰すようになるんじゃないかと心配しているんです。

菅沼 ここで紹介した三農協は、いずれも農地保有合理化法人の資格を取得していません。中には構想に留まっている事例もありますが、三つとも農家を構成員とする農協出資の農業生産法人が農地を取得するものです。合理化事業の実施にあたっては、北海道農業開発公社が間に入ることになります。なお、これらの法人は農協とは別組織になっていますが、法人に対し農協は、出資、人材派遣、それと財政的支援を行っていますので、両者の関係は濃密であるといえます。

コントラクターについてですが、八雲町や浜中町は、これを地域内の人材バンクとして位置づけています。新規就農予定者や離農者といった人材を活用し、牧草の収穫や調整を行うという組織です。また、町内の民間コントラクターも活用する予定になっていて、これらの地域に関していえば、長尾さんが指摘した心配はないようです。

黒澤 これらの地域では農地保有合理化法人の資格を取得し

よつという構想はなかったのですか。

菅 沼 いいえ。八雲と浜中ではそのような動きがありました。

坂 下 制度上可能でも、現実に農地を買うのは難しいですかな。

谷 本 そうですね。私もこれらの地域から合理化法人による売買の是非について相談を受けていたんです。でも、結局、それは難しいだろうという結論に至りました。そこで、農協出資法人を設立し、それを農地の受け皿にしようとしているんです。

## 二、農協出資法人による 出作・入作関係の解消

柳 村 八雲における農地所有再編は、どつという意味を持っているのですか。必ずしも出作・入作関係を解消するという意味ではないようですね。

菅 沼 いいえ。最大の目的は出作・入作関係の解消にあります。出作地を持つ農家が自分達の集落の離農跡地を取得して出作地を手放すという意向が強くなってきたので、その出作地を法人が引き受ける予定になっています。それにより出作・入作関係も解消できるたろ

うと考えているのです。

柳 村 つまり、出作地で耕作している農家は、その農地を持って余しているということですね。言い換えれば、上八雲のような入作集落ではその農地を買って欲しいんだけども買ってもらえない。そこで、農協が法人を作つてそこで引き受けよう。そういうことなんですね。

坂 下 出作している農家にとつてみれば、自分達の集落でも農地が余っているんだから、出作地を引き上げて、その代わりに周辺の農地を買おう。つまり、農地を買い換えようということなんです。さらには、余ってしまった農地を法人が買い取り、同時に交換分合をセツトで行つて、一気に分散まで解消してしまおうといったねらいもあるんです。

柳 村 その場合、法人に出資するのは入作集落の上八雲の農家なんですね。ということは、結局、上八雲の農家が出資した法人が農地の受け手になるのですね。

菅 沼 そうです。しかし、そこに新規就農希望者を受け入れることも想定しています。また、上八雲集落の農家は法人に農地を賃貸し、法人はその農地を利用して牧草の生産、収穫、供給、それと乳牛の育成を担当します。ですから、農家は単に農地の受け皿となる法人の構成員に留まるわけではありません。法人と連携しながら、効率的

な酪農経営を実現させようとしているのです。

### 三、負債対策と農協出資法人

白旗 現在、JA出資法人は道内に八つあると思うのですが、これらはほとんど負債対策のために作られたものですね。公社の方がいらつしやるので、ちょっと言いづらいのですが、多額の負債を背負っている農家が合理化事業を活用するのは、実際、難しいです。そこで、その受け皿となる担い手が必要になってくるわけです。その典型がJA出資法人ですね。ですから、農地の再編を進めようとか、新規就農者を受け入れようといった計画は、基本的にその後の話になるわけでして、まずは負債対策の一環として農地を動かすというのがこの法人の最大のねらいではないかと思うんです。負債対策という目的からスタートしている以上、その他の取り組みは負債の整理を済ませてからということにならざるを得ません。

井上 先ほどから話題になっている清水町の農業サポートセンターは、そもそも労働力支援を目的に設置されたものですが、最近JA出資法人となりました。これは負債対策のために行われたものではありません。清水町には合理化法人の資格を有する農業公社がありますが、そこが中間保有している農地を農家が引き受けられなくなった場合を想定して、農業サポートセンターの組織を改編したんですね。つまり、この組織はJA出資法人となることで農地の受け皿機能も持

つようになったんです。

白旗 対外的に負債対策で法人を作りましたとは言えないですよ。私が調査したところ、大概のJA出資法人は負債対策のために設立されていました。

井上 そうとは限らないと思うのですが。

黒澤 浜中は清水と同じような経緯があつてあの構想をたてたんじゃないのかな。

柳村 ところで、JA出資法人の定義はどうなっているんですか。農協の理事が構成員となっている法人を意味しているわけではないでしょう。

白旗 農協が出資している法人のことです。

柳村 だとすれば、負債対策を行うために農協が関わっている法人はもつと沢山ありますよ。負債対策のために農協理事が構成員となって成立した法人が道内に八つしかないなんてことはないはずですよ。

白旗 農協が直接出資している法人に限定すると八つだということですよ。



皆川 市町村の合理化法人は賃貸借に関わる。道公社は主に売買に関わる。そうした状況の中で、農地の受け手がいない場合どうすればよいか。制度という制約のある中で、地元の方々が知恵を出しあって作り上げたのが農協の出資する農業生産法人という農地の受け皿組織だった。整理して言えばこういうことでしょう。

坂下 八雲の場合、出作が属する集落にも余剰農地が出てきた。それを何とかしなければならぬ。もちろん出作地も何とかしなければならぬ。これらに対応するために法人が設立されようとしているわけです。そういう意味では、必ずしも負債対策のために農協出資法人が設立されるわけではないでしょうね。

#### 四、農協出資法人による農地集積の可能性

黒澤 八雲の出作集落に属する農家は、かつて自分達のいる集落の地価が高かったのだから農地が買えなかった。そのため、安い土地を求めて出作を始めたということなのです。

坂下 いいえ。出作集落は優等地に属しますから離農する農家がそんなにいなかったんです。だから農地が余るようなことも、これまでなかったんですね。

黒澤 わかりました。つまり、最近になって、出作集落でも離

農が増えてきたので、出作部分処理して集落内の優等地を引き受ければ、そこに属する農家は農地の集積が可能になる。しかも、出作部分は法人が引き受けてくれる。そういうことですね。成功すれば見事ですね。でも、この方式、一般性を持つのでしょうか。他の地域でも実現する可能性はあるのかな。

菅 沼 八雲のほかにもこのようなシステムを立ち上げようとしている農協はあると思います。先ほど白糠町や紋別市の例を挙げましたが、こうした沢地の酪農地帯では、中流部から上流部に位置する、しかも住居から一〇キロメートル以上も離れた場所にある農地を所有している下流部の農家が結構存在するんです。また、これも先ほど申しましたが、こうした構造はこれまでの規模拡大過程を通じて成立しています。どの地域も成立過程は基本的に同じなんです。ですから、八雲での取り組みは、こうした構造を再編する手法として普遍性を持っているのではないかと思います。

ただし、法人を継続的に運営していくためには今後どのような事業を導入すればよいのか、さらには、実際、集落の農家がもれなく参加してくれるのかという点は、まだはつきりしておりません。これらについては、部落懇談会で頻りに議論されるもの、なかなか合意が得られないとのことですね。

坂 下 出作集落の農家も、入作集落の農家も、相当な経営転換をはからないと実現は難しいかもしれませんね。

## 五、地方分権のあり方と農地問題

坂 下 さて、話題を谷本さんが報告された農地利用と農地制度の話にうつしたいと思います。現在、規制緩和という問題が注目されていますが、一体、農地に関わってどこが責任を持つのかということのはつきりしていません。谷本さんが地方分権はやりすぎだと先ほど報告されましたけれども、確かに特区というのは無法地帯ですから、それを肯定的にみるのはいかがでしょうか。

農地利用に関して言えば、一方で環境保全と言いながら、他方で市場原理がはびこっているという現実をどうとらえればよいのか、議論しなければならぬでしょう。「国土は単に経済の問題のみならず環境の問題にも関わっているのだから、農地についても従来してきた産業としての側面だけでなく、多面的な役割についても考えなければならぬ」と言われて久しいわけですが、こうした指摘をどう理解すればよいのか、検討しなければならぬと思うんです。

それと、耕作者主義という戦後自作農体制の根幹といわれている部分をどうとらえればよいのか議論しなければなりません。たとえば田代さんは「耕作者主義を守らなければもう終わりだ」とまで言っているのですが、そうした理解でよいのか。谷本さんもほぼ同じ主張だと思えますけれども、この件につきましては皆さんそれぞれ意見を持つていらつしやるかと思えますので、議論していきたいと思えます。

いろいろと論点を整理してみましたけれども、ごなたでもかまいません。何かご意見ございましたら。

發 地 地方分権についてお話をさせていただきます。確か農林水

産省で出している農山村振興研究会の報告書を読んで知ったのですが、これについては神戸市の条例がモデルとしてよく用いられているようなんです。これを見ると、市町村で総合的な法体系を整備するには、越えなければならぬ高い垣根があることがわかります。この垣根というのは法律の垣根ではなくて、実は行政の縦割りシステムなんです。

都市は都市計画法、農村は農地法と農振法、山村は森林法とそれぞれ法体系が異なります。国土法という大本の法律もありますが、基本的に土地の移動に関してはそれぞれ規制があるわけです。田代さんが「耕作者主義は金科玉条」とよく言つのは、おそらく農地法以外の法律にそのような選択肢が存在しないからだと思うんです。これでは不十分なのであれば、総合的な土地利用計画を策定するしかありません。都市、農村、山村がバラバラになっているところを総合化する。そして、きちんとした土地利用計画を策定した上で耕作者主義を維持していくということです。しかし、これはとても難しい話なので、結果的に農地法の枠組みの中で耕作者主義を守るしかないというのが現状なのではないかと思つています。

谷 本 地方分権に関して議論をつめていくとそういう話になるのでしょうか。ただし、それに対する市町村の考え方は相当異なっていて、かなり温度差があります。仮にこれらをすべて認めてしまうと、国土計画をはじめ、国全体を掌握する計画や法体系はほとんど無視されてしまうのではないのでしょうか。最悪の場合、無法地帯になっ

てしまうことも考えられます。

ドイツでは上位法がかなり尊重されています。その一方で、日本はあたかも下克上のように上位法よりも下位法が優先されてもいいと言えるのでしょうか。国土保全や食料主権を重視するのであれば、従来どおり農地法をはじめとした法体系が横並びでもいいから存在し、そして地方分権についてもその枠組みの中で考えていかなければならないと私は思っています。

黒 澤 今年の三月、地域土地利用計画策定モデル事業に関するワークショップが二セコ町で開催されました。そもそもこのワークショップは、「国や道の法体系には限界がある。その改正をわれわれは待ってられない。それなら今、地域でどのようなことがやれるのか考えてみよう」という意識で始まったものなのです。そこで、町の担当者が持っている土地利用に対する意識や正しいゾーニングのあり方などについていろいろと議論されたと聞いております。

こうした事例を見ると、いつも感じることがあります。それは、下から論議を巻き起こしていくことの重要性です。やはり、国や道の制度の枠組みの中ではどうにもならないことが沢山あります。ですから、まず第一に、現地の方々が現地の視点からみて、何が問題なのか、そして何が必要なのか、考えていかなければならないと思えます。

坂 下 日本の場合、土地所有を規制することで農地を不動産市場から隔離してきました。ただし、このような囲い込み型の制度とい

うのは、世界的視野からみると稀なんですね。たとえば、農地法は、所有権で縛っているような法律です。農振法もありますけれども、これは都市計画法を裏返して作ったものですから、本来、国土計画を通じた農地保全システムというものは存在しません。そういうものが存在しないにもかかわらず、今までの縛りを取っ払ってしまおうというのでから、減茶苦茶な状態になるのは当たり前だと思えます。したがって、不動産市場から隔離されていないところで一体どのような規制が必要になってくるのか、今後、議論していかなければならぬと感じています。そういう意味で、今、黒澤さんがおっしゃったような、各地域において考えるべきことは考えていくという姿勢は重要かと思えます。

**長尾** 地方分権の行き過ぎというのはすごく気になりますね。国土交通省できちんと土地利用を規制しなければならぬのに、反対に政府が特区を認めてそれを推進しているところというのは明らかに問題です。そもそも特区を考えた小泉内閣に問題があるという気がするのですが。

**發地** 行き過ぎなのは特区というよりもむしろ、線引き、より正確に言えば再線引きに関する姿勢です。「特定のエリア内において、市町村の裁量で、農地として利用するところと転用するところを決めているですよ。それは条例を根拠にしなさいよ」と言っているのですが、これははつきり言っていて市町村に対する裁量権の丸投げですよ。谷本さんが先ほど指摘されたように、一方でナショナルな意味での食料

自給率の向上と言っておきながら、他方でそのためにどのくらい農地が必要なのかその目標がまったく設定されていないのですから。

**坂下** 地域性について申しますと、今までわれわれは「北海道は日本の法律にあわない」と言い続けてきたんです。でも、今になって考えてみると、「北海道の実態にも合うじゃないか」という側面が出てきたのは事実だと思えますね。ただし、本当にこれでよいのか、今後、慎重に考えていく必要はありますね。

## 六、地域農業の動向と耕作主義の考え方

**皆川** 耕作者主義についてちょっと考えてみたいと思います。發地さんの報告によると、株式会社形態の建設業者や中小企業を巻き込んで、産業としての農業をどうすべきか考えている地域があるとのことです。また、菅沼さんの報告によると、離農者が沢山出てきて理想的な耕作者主義を貫きたくても買けない。だからJA出資型法人がその役割を果たすべきものとして各地に設立されているんだよ。そういうお話でしたね。

でも、現実はそのなに生易しいものではないと私は思っているんです。地域の状況というのは、同じ北海道といえども地域ごとにかなり異なっています。ですから、産業政策ひいては農業政策のあり方も当然地域ごとに異なっていなければならないんですね。そのあたりをもう少し踏み込んで考えていただければと思っています。



發地さんが紹介された北竜、それとよく取り上げられる長沼などは、ある程度人口が定着している道央圏の話ですよね。それじゃ、それ以外の地域もそれどいのかというと、決してそうではないと思うんです。私はかつて幌加内で仕事をさせていただいたことがあるんですが、今、あそこはかなり厳しい状況になっていて困っているんですよ。国営農地開発事業を導入しまして「一〇〇畝の農地を造成したんですけれども、元に戻ってしまっているんですね。」

このような実態に直面しますと、同じ北海道内の地域であっても、その対応は地域ごとに異なっているような気がするんですね。それは基幹作物によって異なってくるものなかもしれません。となれば、耕作者主義の理解の仕方も地域ごとに違ってくるはずなんです。言い換えれば、必ずしも耕作者主義を前提として農地を維持していく理由はないということなんです。ですから、各地で働いている農業関係の皆さんは、その地域が何らかの形で一歩前進できるような最適な振興策を、運動論的視点だけでなく、政策論的視点も加えて考えていかなければならない。そのように思っています。

谷 本 ご指摘のように地域農業の実態はかなり異なっています。ですから、幌加内や白滝の実態を基準にして、道南や道東の農地問題について考えるわけにはいきません。

それと、もうひとつ言っておきたいのは、現実的に考えると耕作者主義を貫き通すのはちょっと難しいのではないかと思います。菅沼さんが報告された事例のように、いくつかの地域では農協がなんとかしようとしています。しかし、そのような事例も、採算が合わなけ

れば赤字が累積してしまいますから、やがて撤退ということも考えられるわけです。つまり、万能な手法は必ずしも存在しないということなんですね。

ですから、今、北海道には二〇万畝の農地があるわけですが、これらすべてを耕作者主義を前提として維持していくのは難しいのではないかと考えています。維持するのが無理そうなところ、たとえば地価が高い時に開畑したところや負債が累積しているところなどが該当してきますが、そうした土地はおそらくこれから少なからず出てくるんじゃないかと思うんです。そのようなところは撤退もやむを得ない。適切な言い方じゃないかもしれませんが「ちよつと撤退しながら耕作者主義を貫け」と。そう言いたいんです。

そのような土地が果たしてどのくらい出てくるのかわかりません。また、その活用方法を確立するのも難しいと思います。資産価値の低下は免れませんが、市町村が工夫して再利用したり、あるいは植林するのが適切なんでしょうね。それすらコストがかかって困難というのであれば、もう、そっとしておくしかないでしょう。確か以前、黒澤常務もそんなことを。

黒澤 私もそんなこと言った記憶があります。

谷本 ですから、地域農業を発展させていくためには、今、無理して採算の合わない農地を活用するよりも、そうした土地は将来のためにそっとしておいた方がいいというような気がするんですよ。

## 七、企業参入と農地の維持

皆川 先ほど發地さんがお話された白滝は、農地を維持していくのが非常に困難な地域だと思っんです。地元の土建業者が農業に関わっているとのことですが、その会社の従業員と農家の方はおそらく同じなんですよ。つまり、「両者の力を合わせて地域を維持していきましょう」といった姿勢で取り組んでいるんですよ。こうした事例をみますと、株式会社を一方的に批判するのは果たしてどうかなと思ってしまいます。厳しい状況の中で農家や土建業者が互い知恵を出し合いながら雇用を創出している。そして地域を維持している。そういう点に注目しないとダメじゃないかと思っんです。企業参入に批判的な方もいるかと思っのですが、丸紅や住友商事といった巨大企業が参入してくるわけじゃないのですから。そういう株式会社一般論とは一線を画して考えないといけないんじゃないかなと思っますね。

長尾 でも、どんな企業だっって転用の許可を出したら転用しちゃうでしょ。特区では転用させないということはできないのですか。

白旗 特区と転用は関係ないと思っます。特区に関わって議論されているのは、農業生産法人ではない法人にも農業経営を認めようというんです。

長尾 では、仮に企業が破産したら農地はどうなるのですか。

白旗 農地は借りているだけです。破産した場合、農家に返すことになります。

長尾 そうすると、借地権に関する法律を改正すべきなのかな。「農地としてしか使えませぬよ」というように。

米内山 それは農地法の適用を受けているでしょ。

坂下 別に株式会社が土地を取得しなくても、そのようなことはできますよね。土地を荒らしちゃって、農地ではなくなっちゃって、その上で開発を申請して許可を受けたいんですから。問題はそういう企業には農地を使わせないという地域合意があるかどうかということじゃないですか。

長尾 じゃあ、真面目に農業をしていなければ、その農地は転用されちゃってもいいっていうこと。

黒澤 先ほど谷本さんが言われたように、耕作者主義でカバーできる部分とできない部分が出てきたと思うんです。ですから、その耕作者という言葉の定義も、より幅広く捉える必要が出てきたんじゃないかと思うんですね。これまで使われてきた定義を用いるのか、それとも農業者だけじゃない関連グループも含めて捉えるのか、いずれ

か一方のスタンスに立たなければならなかったのではないのでしょうか。

谷本 皆川さんがお話されていましたが、遠別や北檜山で確認できるように、土建業者が農業経営を行っている事例はすでにあるんですよね。それに、これらは耕作者主義を貫いていると言えます。決して農業者が組織のトップじゃなくても、農業専従者をおくことが義務づけられましたから、曲がりなりにも耕作者主義的が貫かれているんです。この農業専従者が耕作しているという部分が、耕作者主義を拡大解釈するにあたっての限界といえるでしょうね。

皆川 ということは、法人の構成員が自然人で、それが農業に従事していればよいということですね。たとえば、先日ご報告されたイソップアグリシステムの門脇さんは代表取締役であって農業には従事していません。けれども、構成員の方々が農業に従事している。だから合法的であるよ。

谷本 ええ。制度上、問題ありません。

## 八、地域主体の取り組みの意義と

### 法制度上の課題

皆川 しかし、すでに多数の離農が出現しているわけです。こ

のような状況ですから、たとえ株式会社が参入したとしても、耕作放棄地の発生を完全に防止できるとは思えません。したがって、株式会社の参入の是非についてのみ議論しておけばよいというわけにはいかないでしょうね。

長尾 多額の負債を抱えている農家が離農した場合、農協が不良債権を抱えてしまつてやがて農協経営が成り立たなくなるといった問題もあるでしょう。

皆川 農協が買ってくれるなら、それはいいことですよ。

吉尾 先ほど報告のあった八雲のように、地域内にどのような取り組みが用意されているかがひとつのポイントになると思いますね。地域の皆さんが自分達でやっていたころというのであればそれもいいでしょう。そのような取り組みが成立するまでの経緯を調べてみれば、地域ごとにいろいろな事情がみえてくるのではないのでしょうか。

皆川 中春別の取り組みが紹介されましたけれども、天北にも同じような事例があるんです。破綻しそうな農場を支えて、将来、後継者に引き渡して再生させるという取り組みです。こうした取り組みは評価に値すると思うし、これを考えた人も良い知恵を持っているなあと思いますね。

奈良 中春別のシステムに関して疑問があります。菅沼さんの

資料によると、第一牧場だけが一〇年近くもミルクファームの中で維持されているのですが、なぜそのような状況になっているのですか。その他の牧場は二年から四年程度で分譲されていますよね。牧場ごとに何か特別な事情でもあるのでしょうか。

菅沼 第一牧場はミルクファームの拠点なんです。つまり、ミルクファームの生産基地としてずっと維持し続ける牧場なんです。第二牧場以降が一定の保有期間を経た後、能力のある従業員に売り渡す予定としているものです。

黒澤 かつて、制度上の問題があるのでこの牧場についてはあまりふれないでくれと農協に言われましたよね。その後、状況は変わったの。

菅沼 今でも状況は変わらないと思います。すべての牧場が譲渡可能なのかといった悩みもありますし。

黒澤 制度上の問題はあるけれども、知恵をしぼって作り上げたこのシステムは成功すれば意義があるんだ。そういう意識でやっているわけですね。

菅沼 はい。

皆川 第一牧場は別として、その他の牧場は農地法の体裁をう

まく維持しながら売買を成し遂げているといった感じがしますね。それが農地法の目指すところなのかどうかといった問題はありますけどね。

白旗 暖簾分けを前提にしているので、農地法第三条に引っかかるんですよ。

黒澤 だとしたら、あまりふれられない組織なんじゃないかなあ。あくまでも緊急避難的な方法なんだとしか言いようがない。

坂下 ところで、これはオヤジを引退させて息子に引き継がせるというのが目的なんですよ。だとしたら、経営継承のパターンのひとつとしてみた方が適切でしょうね。負債対策がらみのね。一旦、所有権が途絶えちゃってるんですけれども、それは負債対策という側面が強いですからね。

長尾 でも、農地法の観点からみると、このシステムは後継者が一旦小作に変わるわけだから自作農主義が貫かれているとはいえないですよ。そこに法制上の問題はないのですか。

坂下 ないとは言えませんが、問題の視点が違うですよ。

井上 確かに制度上の問題はあると思います。しかし、このようなシステムが各地で注目されているのは事実です。現にこの事例を

モデルとした組織が天北だけでなく網走管内でも設立されたと聞いております。こうした実態に直面しますと、法制度がどうであれ、地域ではこのようなシステムが求められているんだということを実感しますね。各地でこのような組織が出現するようなことがあれば、やがて制度が変わっていくことだってあり得るんじゃないでしょうか。

谷本 地域にとって有益な組織であるということ。これは間違いないですよ。

## 九、都府県の中山間地域と北海道の相違点

坂下 さて、時間もなくなってきましたので、このへんで細山さんにこれまでの議論に関して府県の実態と比較しながら何か一言お話ししていただきましょう。

細山 私はこれまで道内各地を調査してきましたけれども、五年ほど北海道を離れていたものですから、この研究会を通じて、これまで知らなかったいろいろなお話をうかがうことができました。五年間は長かったなとつくづく実感しております。

そんな中で印象に残っているのは、發地さんが紹介された東頸城農業特区の事例です。実は私がかつていた北陸の事例なので印象深かったという理由もあります。ここは一般的に言う中山間地域をはるかに上回る条件の厳しいところですよ。相当な急傾斜の棚田地域で

あると言えはわかりやすいかもしれませんが。こうした棚田を維持していく、同時に農村景観を維持していく、そしてそれを地域内の土建業者と一緒に維持していくという動きは、農業生産の視点からみれば問題があるかもしれませんが、なかなか面白いなあと思います。農業の担い手がほとんどいないような地域ですから、こうした手法が注目されるのでしょうか。

ただし、どなたかが発言されていたかと思いますが、北海道とはちよつと違うのではないかなあという気がするんです。北海道は農業専業地域ですから、いくら建設業のウエイトが高いと言つても、産業別就業人口の構成は北陸とはかなり違つはずです。ですから、この点をもう少し深く分析してみる必要があるのではないかと感じましたね。

## 十、今後の取り組みに向けて

坂下 では、最後に、この研究会のこれまでの取り組み経過についてご報告いただいた米内山先生にまとめていただきます。

米内山 この研究会は、「農地制度改革に関する研究会」と銘打つて取り組みはじめたわけです。しかし、実際、議論をはじめてみると、制度だけでなく、規制の問題も、あるいは利用の問題も、様々な問題を議論していかなければならなくなりました。つまり、農地問題を広義に捉え、そして農地問題全体の議論を行つていく必要に迫られたと

いうことです。農地制度の問題というのはその中のひとつだったんですね。

ただ、これまでの取り組みを整理してみると、農地制度改革というところにフォーカスが当たっていたのは事実です。こうした形で、農地問題を議論していくことは重要ですから、引き続きこの研究が展開していくようお願いいたします。

坂下 どうもありがとうございました。今のご発言をもってまじめにかえさせていただきたいと思つています。

## — 付記 —

お忙しい中、これまで研究会にてご報告いただいた皆様、ならびに研究会にご出席いただいた皆様にこの場を借りて厚くお礼申し上げます。なお、皆様には各々の所属機関の代表としてではなく、一個人としてこの研究会に接していただきました。おかげさまで、躍動的な議論が繰り広げられたのではないかと思います。

本研究会はこれにて一旦閉会とさせていただきますが、機会があれば再開する予定としております。再度ご協力いただく機会があるかと存じますが、その節にはどうかよろしくお願い申し上げます。

なお、研究会討論の取りまとめは事務局が行いました。発言内容については忠実に再現した上で表記したつもりですが、中には発言者の趣意に合致していない部分があるかもしれません。その点につきましても、何卒ご容赦いただきたくお願い申し上げます。  
(事務局)

# 議論百出を期待 「水田農業ビジョン」策定作業

禿 老児

秋晴れの九月中旬のある日、在住している南空知の農村部にある直売所（地区の女性グループ主体の運営）を妻と二人で訪れました。大型のテントの中の店内は鮮やかな季節の切り花と多彩な野菜、味噌、漬け物などの加工品が豊富に陳列され、鮮度良好、価格も値頃で、その点では申し分がありませんでした。しかし、店内にいた二人の女性の対応は、残念ながら落第点でした。何故なら、店内に入った私たち（一応はお客）に挨拶の言葉はなく、レジの中にもって二人の対話に余念がありません。常識的な接客法は、客の商品選びの背後にそれとなく立つて、商品（農産物等）の説明や調理法、栽培法などの質問に対応できるように備えているものではないでしょうか。仲間うちの話は客が途切れた時間でできるのですから。

「自分たちが苦勞して作った農畜産物を消費者に、的確な情報とともに適切な価格で提供する」ということが原点で、そこから農業・農村の理解者、応援団を増やしていくことも重要な目的だったと。また、「モノを売ることの大変さ、消費者の心理を肌で体感する」ことでなかったでしょうか。その女性達には、来店者がどんな目で、自分たちの対応を見ているかなどは脳裡になかったのだと感じさせられました。そんな思いを内心抱いて店を後にしましたが、眼前には、いつもなら黄金色に色づき、重そうにこうべを垂れる稲穂が

揺れている筈なのに、今年は心なしか軽そうな稲穂と所々に青さが目立つ水田が広がっていました。

今年の稲作は、冷害・不作の懸念が刻々と現実味を帯びる中で、「米政策改革大綱」始動の年でもあります。不作による新米不足、上昇気味の米価、しのぎを削る集荷合戦などの現象に目を取られて、これからの地域の水田農業をどう組み立てていくかの論議がおろそかになっては大変です。全稲作地帯では、そのための「地域水田農業ビジョン」づくりにより着手していますが、伝え聞く限りでは、各地での作業は難航しているようです。

現行の米生産調整のシステムの骨格部分は、新たに「産地



づくり対策」として展開され、そこでの交付金は、「地域水田農業ビジョン（以下ビジョンと略称）」の策定が要件で、使い方は、その中で明示しなければなりません。ビジョンの水田農業づくりには、以下の四点を盛り込むことが必要だとされています。

① 経営を変える【農業者の個性と創意工夫を活かした経営効率化と複合型の経営の展開】

② 構造を変える【多様な担い手が支える地域水田農業のシステムづくり】

③ 生産を変える【安全・安心志向など消費者・実需者ニーズに対応した生産体制づくり】

④ 販売を変える【消費者と連携した販売など多様な流通・販売活動】

しかし、いかに現行システムを変える必要があるといっても、全く白紙のキャンバスに絵を描くことにはなりません。既にキャンバスには下絵のデッサンが描き込まれているというのが実態ではないでしょうか。そこで現地では、その下絵をなぞりつつ新たな作品に仕立てる努力をしているところだと思えます。その中で、ビジョン骨子までとりまとめ、正式に組織討議の段階まで漕ぎ着けたところも出てきましたが、そのうち道央部の一つの事例を紹介してみましよう。

この町の水田農業の現状と課題のうちの主なものは次の通

りで、道内の稲作主体町村と共通する点が多くなっています。水田面積は約四千鈔（水田率六五％）、転作率四二％で水張り面積二千二百鈔、生産性を見ると平年単収で五〇七kg、食味タンパクは大半が七％以上です。また、経営規模は一五鈔以内が八割、水稲単位当たり粗収益はピーク時は一五万円あったものが十四年産では九万五千円に低落、現況生産コストは一〇万円／一〇㍑、転作作物は主体が秋小麦で平年単収は二二三kgと低レベルです。

このような状況下で以下の具体的な目標を五本設定しています。

- ① 売れる米生産：タンパク七・五％以下、減農薬米を一〇万俵確保（作付一、二〇〇㍊、五〇〇鈔）
- ② 農地集積：一経営一団地を五〇％に拡大
- ③ 農作業受委託：現状七〇〇鈔から三、〇〇〇鈔に拡大
- ④ 「少量多品目野菜生産農家」：現状八〇戸から二〇〇戸に拡大
- ⑤ 肉牛繁殖経営農家（複合主体）：二戸から五〇戸に拡大、新規就農者を毎年二戸確保です。

いずれをとってもその実現は簡単なものではありません。そこで、実現のための手段として思い切った誘導策を導入することを計画しています。

その主なものは、①全戸の米食味データの公表、②作物毎

転作助成金格差を解消、基本額を統一（麦作は収量加算）、③一定条件を満たす水田集積、作業受委託に取り組む生産者に奨励金を加算、④集約農業転換生産者に奨励金を加算、⑤地場飼料作物を活用して肉牛導入をする生産者に奨励金を加算などです。

紙幅の関係で内容を詳しく紹介はできませんが、最大の特色は、地域づくり交付金のうち、基本部分と地域戦略加算部分をメリハリをつけて運用することを明確に打ち出していることです。スタートはそれぞれ半分で、以降基本部分を減額、それを加算部分に移行して担い手農家の経営体質強化と水田農業構造改革を推進しようとしています。その他、「中山間地域直接支払い制度」に関わる交付金をも活用することが特色となっています。

地域の農業構造改革も単なる理念、理想だけではインセンティブ（誘因）となり得ないので、実際に取り組む生産者・農業者にメリット感を起こさせるとともに、意欲のある生産者、努力した生産者が報われるようなシステムを構築しようとする意気込みが伝わってきます。今後の地域の論議の中で、曲折もあるでしょうが、あたらしい画風、絵柄を予感させる検討素案（骨子）となっています。他の稲作町村においても、生産者を中心に、関係機関を挙げて、刺激的な提案をもとに、徹底した議論の展開を期待したいものです。

# 「農業は感動産業です！」

## その3



蘭越町 農業

及川 かをり

とりあえず暑さでバテる事もなく、雨で予定の作業が順延になる事もなく、いつから夏が始まったのか、いつ終わっちゃったのか、空気がすでに秋です。まだ八月なのか、もう八月なのか、考えている間もないまま収穫は後半戦に入っています。農作業に携

わってからのこの五年間は、なんだか毎年天候不順という言葉を目にしているように思っています。

毎年天候がちがうのですから教科書どおりにいくはずもなく、栽培経験が未熟なわたくしたちの農園では管理作業も充分に行き届かない結果、天候不順になってしまっているのでしょうか。

この時期になると、なにか

の拍子に毎年必ず話題にのぼる四年前の八月三十一日の悲しい出来事を忘れる事はありません。わが及川農園では八月三十一日（やさいの日）事件として、この事件の犯人であるわたしは、深い反省と緊張の日々をおくることとなっております。

その事件とは、春から丹精込めて育てたトマトをビニールハウスごと蒸し焼きにしてしまうという、おそろしい出来事です。この時期は、夜温が低くなるため夕方方にはハウスを全閉にし、早朝換気するのですが、その日は朝から曇天霧雨でした。キツネ雨とこの辺ではいつておりますが、雨なのに時々薄日が差すような、そんなお天気だったのです。



## 及川 かをり (おいかわ かをり) さん

札幌市生まれ

1998年より蘭越町富岡在住

夫 肇 41歳

長女 知香 中1

長男 洸一郎 小6

次女 智世 小1

2.2haの農地で約30種類の野菜栽培

配達に出かけた留守を預かっていたわたしは、気温もそんなに高くはないし教科書では雨の時は水が入らぬようハウスを閉めるとありましたので、びっちりハウスを閉めてジャガイモの選別をしていました。

二時間後、ふとトマトのハウスを見ると、中が真っ白け。何だろうと、扉を開けた瞬間、ポハッと熱い水蒸気が吹き出してきました。やっと四段目を収穫したばかりのトマトは、無残に煮トマトとなってしまう、手のつけられない状況でした。この現実を配達からもらった夫になんて伝えようか、絶対怒るだろうなあ。正直に話せばきつと理解してくれるはず…。そんなキレイ事などありえるはずもなく、一週間

ほどトマトの喪に服し、針のムシロ生活を余儀なくおくることとなりました。ブヨブヨにやけた房なりのトマトを一輪車にのせて、重い気持ちと重い足取りでトポトポ片付ける時の言いたいほどの苦痛は、やかれた青いままのトマトに比べれば。

ほんの少しの日差しで、ビールハウスの中はサウナのようになってしまうのだということを、身をもって体験させていただきました。前向き思考の長女だけが、トマトケチャップを作れば良かったのに！と、なぐさめてくれました。

明らかに人為的ミスではありませんでしたが、ある意味よい勉強になったと(夫には言えませんが)ちょっと思っています。

この時の経験を踏まえ、全  
閉恐怖症と闘いながら、今年  
もビニールハウスの管理に怠  
りはありません。が、また今  
年も何かの拍子にこの話題が  
出てしまい、針のムシロの

日々も間近に迫っていること  
にちよっとびくびくしている  
のです。  
人為的ミスなのか、そうで  
はないのか今年はずトマトの色



今年のトマト

付きが冴えませんが。今年も  
やっぱり天候不順。それでも  
ベテラン農家がばやいたりテ  
レビのニュースなどでも天候  
不順、天候不順といっている  
ようなので、今年こそ本物の  
天候不順なのでしょう。天候  
相手のこの仕事には厳しい条  
件が続いています。わが農園  
の野菜たちは、厳しい天候条  
件に加えての未熟な栽培管理  
の中、なんとか種の存続をか  
けて花を咲かせ、実を結ぼう  
としています。なかなかヤル  
ナ！と、わたしたちはこの生  
命力に驚きと感動をおぼえる  
日々です。

あれだけ雨が降らなかった  
春、切り取ったアスパラガス  
からポタポタと水が出てくる  
のを体験した時には、アスパ  
ラガスから勇気づけられるお  
もいでした。思う様に収量が  
あがらず、注文のアスパラガ  
スをまとめておられる方々から  
の電話の対応に少々疲れ気味  
のころでした。それはそちら  
の都合でしようと言われても、  
天を仰いで雨乞いをするだけ  
の無力さに、成すすべがみつ  
かりませんでした。申し訳な  
いとおもいつつ、こんなにア  
スパラガスが頑張っているの  
だから、もう少しだけお待ち  
下さいとお願いしたところ、  
多くの方が理解をくださいま  
した。

作物にひとつでも実がなれ  
ば、出来た出来たと喜んでい  
る及川農園ですが、周りを  
よくみると、実がなっ  
ただけでは、出来た出来たと  
喜ぶことでもなさそうです。

また、できたらできたで、みんなができてしまえば農産物というものは、値崩れという現象を引き起こし、秀品豊作なのに赤字になってしまします。豊作貧乏と言うのだそうです。

「反あたりの収量・秀品率がどれくらいなのか、ここが出来た出来ないの分かれ目なのです。やっぱりプロは、愛情を込めて作物を育てるも、その愛情にはプロらしい一線があり、商品は商品として客観的にみる厳しさが必要なのかもしれません。愛しさのあまり、目に霞がかかってしまっていますはいけないのです。」

学生時代、アマルビハイビア(動物行動学)を学んでいました。そんな癖からか、農村に

おける農家の行動には大変興味をもっていました。

「いったい何時食事を取っているのだろうか?とか、何時寝ているのだろうか?とか、まわりの農家はいつも仕事をしており、不思議な事がいっぱいです。」

常に作業の先頭をきる〇〇家が草刈をはじめるとその隣りまた隣りと草を刈り始めます。ひよっとすると、常に作業の先頭をきる〇〇家よりも先に作業を始めてはいけないの法則とか、隣りが草刈をはじめたら草刈をする法則とか、農村には、不文の法則が存在しているのでしょうか。

初心者なのに以外とマイペースな及川農園は、ひよっとして掟破りをしているかもしれないのですが、そのうち

わかるべ々と、見逃してもらっているのでしょうか。

就農当初、サラリーマン出身らしくフレックスタイムを採用していた及川農園主ですが、今は朝もやの中を爽やかに出勤しています。それでも、ここでは一番遅出なのです。

「うやあー早いねえ。精だしでや!」と声をかけて下さる先輩は、近所のうわさだと毎朝ようやく人がぼんやり見えてくる明るさの頃には、すでに田圃のなかでひと仕事を終わらせているらしいです。

なるほど朝方は蚊の襲撃にもあわず、涼しいので仕事もはかどります。これぞ、朝飯前という仕事のやり方かと感じします。早起きは三文の得なのです。

こうしなければいけないと

いう決まりがあるわけではなく、ありがたき周囲の先輩達から、そして作物たちがこうしたほうが良いですよと、寛大に教えてくれるのです。見習いたいものだ、常々あこがれと尊敬の念を持ちつつも、

早朝三時起きまでには、まだまだ修行が必要のようです。

日の出と共に仕事を始めないので、お昼に昼御飯がたべられず、日が沈んでも仕事が終わりません。うす暗闇で草取りをするわたしたちに、「明日出きる事は明日やるべ!」とやさしく声をかけてくれる先輩は、明日出きる仕事は昨日のうちに終わっているらしいです。

このように完璧な実践教育現場で、あたらしい取組みが



勉強会

はじまっています。イエス！  
クリーンの認証許可を得るた  
めの低化学肥料・減農薬トマ  
ト栽培です。

農協から田縁主任、普及所  
から先生を招き、学習会をひ  
らいてもらっています。〃みん  
なはじめての試みだから、オ  
シラも及川さんもおんなじス  
タートよ。〃と言ってくる先  
輩達と机を並べて勉強会に参  
加しています。講師の佐藤普  
及員・庭田普及員の授業は、  
毎回当然知っているようで実  
は良くは知らないのをついた  
内容で、二時間があつという  
までです。低農薬と減農薬、いっ  
たいどっちが農薬が少ないの  
か？などという質問にも、わ  
かりやすく丁寧にしかも奥深  
く答えてくださいます。一〇  
人ほどの生徒ではもったいな

いとおもいます。

畑の現場では、対症療法的  
な指導が主流なので、実際  
に使っている農薬や化学肥料に  
ついて、その商品名や反に  
なんぼとか希釈が何倍かとか  
をおぼえる事が先決となつて  
しまいます。次々と展開する  
植物の成長と異変にたいして  
は、けっこう勘とか運とかに  
頼る事が多いのも事実です。  
勉強会で基本的な植物の生理  
や薬品の特性を学び知識を得  
る事によって、さらに勘がよ  
くなつたり、運がよくなつた  
りするようにかんじています。  
このような勉強会は、みんなで  
すると一層励みになります。  
机上的な知識と経験的な知識  
がうまく融合してより良い結  
果に結びつき、農業が更に楽  
しくなりそうです。



もぎたて市

もつひとつのあたらしい取組みが、とれたて新鮮もぎたて市です。農協購買部の店舗に地元の農家が朝どりの野菜を直接販売するコーナーができました。牽引役は、やっぱり元氣いっぱいのお母ちゃんたちです。試行錯誤で始まったこの企画でしたが、五月のアスパラガス・山菜からはじまって四カ月、野菜の種類もにぎやかになり参加者も増えて、購買者から好評を得て順調です。担当職員の小岡君もおばちゃんパワーに負けないアイディアマンです。これから益々おいしい企画が期待できそうです。

低温乾燥日照不足に台風、市場価格の低迷に凶作、そんな時にも農家の人々は手間を

惜しまず、もくもくと作物の世話をしています。こんな年は二年も続かないべ、二年も続けば農家はおしまいさと言いながら何百年もの間農家をつづけているのです。カボチャの値段がおもうように付かなくとも、きつと来年は当るぞ」という博打っ気が、農家のたくましさの源なのかもしれません。原吉じいちゃん、さやいんげんを一発豆（いっばつまめ）と言います。市場の値段が良い時を狙って作付収穫すると大儲けなのだそう。ずっと昔に一発だけ当たったという話しか聞いた事ありませんが、ことしも一発当てようと狙っているようです。

さて、明日は（明日も？）早起きするぞー！



あのマチ  
・地域おこし活躍中  
このムラ

No.34

## 仁木町の事例

―都市と農村との交流に

「りんごの木のオーナー制度」の取り組み―

### ◇仁木町の沿革と概況

北海道の西部、後志支庁管内の北部に位置し、北は余市町に隣接、東は南走する頂白山、大黒山系をもって赤井川村、西南は八内岳から稲穂山嶺・三角山に至る山嶺を隔てて古平町、共和町及び倶知安町とそれぞれ境を画している。小樽市まで二四km、札幌市まで、五八kmと道央圏に近接している。

総面積は一六七・九三km<sup>2</sup>で、

周辺の山々は標高が低いもの、いずれも比較的険しいうえに面積も広いため農耕適地は総面積の約一二%にとどまっている。

しかし、余市川沿いの沖積地帯は、地味肥沃で道内有数の果樹、野菜、水稲などの生産地として知られている。特にりんご、さくらんぼ、ブドウ等の果樹栽培が盛んで、北海道を代表する「くだもの」の町でもある。

### ◇仁木町農業の

#### 概要と振興計画

気候は、対馬暖流の影響を受け、四季を通じて温暖多湿、そのうえ東西の山々が防風壁となつて強風も少なく、豪雪地帯に指定されているが、根雪期間は比較的短く霜も少ない。

農家戸数と農家人口は、年々減少しており、平成二年に五五二戸一、七〇九人であったが、

平成十二年には、四八二戸一、四八九人となっている。

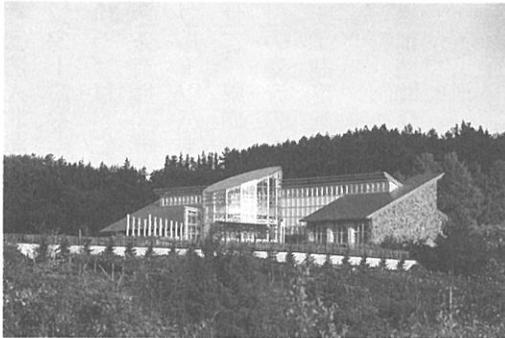
耕地面積は、平成十三年度末一、七六〇haで、内訳は、水田八二六ha・普通畑一八七ha・樹園地七四七haとなっており、戸当たり平均耕地面積は、三・三ha、経営規模も一haから三haまでが全体の五八・三%を占め、一〇ha以上は、わずか三・五%にとどまっている。

多くの農家は、耕地面積が少

表1 農業粗生産額及び農業所得の推移

| 区分 年度 | 9     | 10    | 11    | 12    | 13    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米     | 652   | 666   | 585   | 600   | 560   |
| いも・雑穀 | 16    | 20    | 16    | 20    | 20    |
| 野菜類   | 1,087 | 1,204 | 1,121 | 860   | 1,120 |
| 果樹類   | 1,684 | 1,928 | 2,012 | 1,650 | 1,740 |
| 花 卉   | 57    | 55    | 86    | 110   | 40    |
| その他   | 99    | 96    | 136   | 190   | 220   |
| 畜 産   | 220   | 218   | 211   | 200   | 200   |
| 粗生産額  | 3,815 | 4,187 | 4,167 | 3,630 | 3,900 |
| 戸当所得額 | 3,538 | 4,014 | 3,894 | 3,425 | 3,759 |

(単位:百万円、戸当所得額千円)



(1) 観光振興計画では、社会環境の変化に伴い人々の意識が「物」の豊かさから「心」の豊かさ

に、変化してきていることから、自然を生かしたアウトドア、個人的な地域の特徴を取り入れた「体験する観光」を主軸とした観光計画を策定しており、地域内には果物のもぎ取り体験ができる観光農園が、約三〇箇所存在している。

あり、このうち、「潤い」開発計画の観光振興計画と農業振興計画の中心になっているトマト生産にふれてみると、

その拠点施設として、周囲三〇鈴の果樹園内に、七・七鈴の非農地を設け、休憩所、遊具、遊歩道、宿泊施設等の多目的広場を配し都市住民の滞在型余暇活動を支援する農村公園「フルーツパークにき」施設がある。これら観光農園と農村公園を通して、町産品の情報発信、町内果樹園と観光農園との連携、イベント開催の場として地域農業の活性化に貢献している。

四・六%、野菜類一億四千万(四

計画の柱として、「豊かさ」開発計画、「女子ぎ」開発計画、「創造」開発計画、「潤い」開発計画、「未来」開発計画の五つで

あり、品目別では、果樹類一七億四千万円(四・二%、米五億六千万円(一四・四%)となっている。仁木町の総合計画は、平成十三年度に平成二十二年度を目標年次とした一〇力年計画を樹立している。

なくとも経営ができる果樹や野菜などを取り入れた営農形態となっていることから、高品質農産物の生産を基本に全国流通に充分対応できる規格化やブランド化を図るとともに、品質・量ともに安定に出荷できる体制

づくりや鮮度保持の仕組みづくりを推進している。農業粗生産額は十三年度、耕種三七億円(九四・八%)、畜産二億円(五・二%)あわせて三九億円で、総体的に低迷傾向にあり、品目別では、果樹類一七

円(二九・二%)、米五億六千万円(一四・四%)となっている。仁木町の総合計画は、平成十三年度に平成二十二年度を目標年次とした一〇力年計画を樹立している。

その拠点施設として、周囲三〇鈴の果樹園内に、七・七鈴の非農地を設け、休憩所、遊具、遊歩道、宿泊施設等の多目的広場を配し都市住民の滞在型余暇活動を支援する農村公園「フルーツパークにき」施設がある。これら観光農園と農村公園を通して、町産品の情報発信、町内果樹園と観光農園との連携、イベント開催の場として地域農業の活性化に貢献している。

も行っている。

## (2) 農業振興計画の中心になつているトマト生産の取組み

三〇年間、トマトづくりに取り組んだ「JA新おたる仁木町トマト生産組合」は、道産トマトの販路を全国へ拡大した先進地域として、また、一九九三年には、ミニトマトに転換し、糖度八度をを超える「もてもてネ」を学校給食にも取りいれるなど、高品質のトマト生産を行っていることが評価され、平成十五年三月十一日、第九回農業部門ホクレン夢大賞を受賞した。

## ◇仁木町の都市と農村の交流事業

### 一、「りんごの木のオーナー制度」の取組み

「都市と農村の交流事業」など



を展開している社団法人北海道地域開発計画センター(以下「計画センター」という)は、仁木町との平成七年度交流会(研修会)において、「フルーツパークにぎ」構想と併せて、果樹生産農家の都市と農村の交流の場としてりんごオーナー制度を推進することとなった。

社団法人北海道地域開発計画

センターは、国民の価値観の多様化の傾向や、高齢化社会の到来又は文化への強い志向や国際化への必然性を展望しつつ、本道における自然と人間の共存を求め、来るべき世代に適合する都市の建設と地域社会の整備のために必要な調査、研究、企画等の事業を行うことをもって北海道の地域開発に寄与することを目的としている組織である。

### 二、「りんごの木のオーナー制度」の会員募集開始

平成八年度より「計画センター」が事業主体となり、一五名のオーナーからスタートした。同時に受入果樹農家の協力によって「さくらんぼ狩り」も会員制として募集したところ、五〇名の参加があった。

このりんごの木のオーナー制度は、樹木一本につき年会費一、〇〇〇円とし、九<sup>キ</sup>入り四



箱補償するなど、天候不順で収穫のすくない年でも影響しない配慮がされている。りんごの種類として、「北斗」「ふじ」「ジョナゴールド」「王林」の四種類に限定している。

「さくらんぼ狩り」は、当日の入園料は大人一、〇〇〇円、子供五〇〇円で食べ放題、園内を散策したり、ゆっくり自然を楽しんでもらうほか、果樹の下では、家族団らんの食事(道具な



どを持参して、焼肉パーティ等  
など自然とのふれあいや憩いの  
場として楽しまれている。

### 三、「りんごの木のオーナー

#### 制度」の浸透

平成九年度は、仁木町、JA  
新おたる、関係団体の積極的な  
呼びかけによって、前年度より  
多い六二名のオーナーで、以降平  
成十四年まで漸増してきている。  
この間、新しい取組みとして、

有機栽培農家によるトマト販売、  
ブルーベリージャム・いちごジャ  
ム造り体験、JA新おたるのり  
んごジュース、さらに、地域内  
にある地鶏卵の取扱いなどによ  
って、都市と農村の交流が図ら  
れている。

現在、受入農園は、五農園、  
ジャム造り体験はJA新おたる  
指導のもとJAの「果樹・野菜  
加工施設」を利用して実施して  
いる。

### 四、「りんごの木のオーナー

#### 制度」の成果と課題

これまでの取組みについて、  
受入農園、利用者、仁木町、J  
A新おたるとの意見交換の一部  
を紹介すると、農園側は、  
①「よかった」「たのしかったと  
喜んでくれることがうれしい。  
②毎年同じ人にきてもらい、人  
間的なつながりができて、この  
関係を大切にしたい。



③一部の参加者に「マナー」に  
欠けた人もいるので「入園の心  
得」を書いた掲示板の作成やパ  
ンフレットの作成、配布が必要。  
④収穫時には、道路（私道）の  
混雑が見られるので、道路整備  
とトイレを設置（費用の一部自  
己負担増があった）した。

利用者側は、  
①自然にふれることによって、  
毎日のストレス解消に大いに意  
義があった。

②我々でも果樹を育てることの  
仕事があれば、体験したい。  
③りんごの木のオーナーの場合、  
隣のりんごの成りがよく見えて  
気になる。

④「フルーツパークにき」を「滞  
在型」の交流としたとき、近隣  
の観光施設巡り等の「マップ」  
をつくってほしい。

仁木町側から、

- ①行政主導型からJAおよび果  
樹観光協会等組織移行の検討。
  - ②りんご等のオーナー受入農家  
の選定並びに参加方法の確立。
  - ③都会と仁木町民相互協力によ  
る交流事業の推進。
  - ④滞在型の農業の基礎的施設と  
その活用方法の構築。
  - ⑤市民農園の菜園付き住宅の五  
点について積極的に推進する。
- JA新おたる側からは、
- ①農業・農村体験事業「作物の肥  
培管理技術・農作業・農村生活」  
の各体験できる受け入れ体制の

表2 仁木町との年と農村の交流実績表

| 年度    | さくらんぼ狩り | トマト取扱い | りんごの木オーナー | いちごジャム作り | 農協販売 |      | 地鶏卵取扱い |
|-------|---------|--------|-----------|----------|------|------|--------|
|       |         |        |           |          | ジュース | ジャム  |        |
| 平成7年  | 26名     | —      | —         | —        | —    | —    | —      |
| 平成8年  | 50名     | 30箱    | 15名       | —        | —    | —    | —      |
| 平成9年  | 45名     | 35箱    | 62名       | —        | —    | —    | —      |
| 平成10年 | 79名     | 45箱    | 97名       | 17名      | —    | —    | —      |
| 平成11年 | 94名     | 37箱    | 152名      | 39名      | —    | —    | —      |
| 平成12年 | 90名     | 45箱    | 133名      | 23名      | —    | —    | —      |
| 平成13年 | 82名     | 40箱    | 150名      | 23名      | 105本 | 53ヶ  | 8名     |
| 平成14年 | 84名     | 35箱    | 143名      | 29名      | 239本 | 334ヶ | 30名    |

整備が必要。

② インターネットを活用した情報提供。

③ 意見交換による相互理解へ向けて取り組む。

等々の意見が寄せられ、オーナー制度や「いちご狩り」、「ジャム作り」の体験、地元産の有機トマト、地鶏卵の販売、そして農村公園「フルーツパーク」での地域活性化の起爆材として都市と農村の交流の役割等が果たされている。

今後の課題としては、受入農園は、観光農園と違った一般の果樹園であり、オーナーの入園時期と収穫時期が重なり、以前より繁忙になることから、協力する受入農園の確保に頭を痛めている。また、農村公園「フルーツパークにぎ」を核とした地域果樹の活性化に向けた施設の活用が、夏季利用として当初計画を上回る成果を上げている。

反面、冬季期間の利用者が少なく、季節格差とランニングコストが問題として浮上していることなどいくつかの課題を有している。

#### ◇まとめ

今回のレポートした農村と都市との交流に関して、有機的かつ整合性のある共存を求めたこのオーナー制度は、関係者の努力と生産農家からの情報発信などから一定の成果を上げている。今後更に地域農産物の生産と販売及び一般消費者とのつながりとして、この制度がますます発展されるものと期待します。

この度のオーナー制度事業主体である社団法人北海道地域開発計画センター関係者には、多くの資料提供と情報の協力についてお礼申し上げます。

レポーター 地域農研

特別研究員 久保 良矩

## 特別寄稿

# ウスターソースと人生

ペンネーム

碓田 素州

### はじめに

人類の三大発明といえば①火薬②羅針盤③活版印刷機とされている、と中学生の時に社会科の授業で習ったような気がします。確かに、どの技術も、良くも悪くも、人類に多大な影響を与えていることは確かです。でも、それ以外の技術に比べて、この三つのみが突出して評価されるべきものかどうかについては、疑問をもたれる方もいらっしゃるでしょう。ま、とにかく、こういう“三大××”ものは“先に言った者勝ち”のようですよ。

ということで、いつもながら強引ですが、筆者にとつての私的人類三大発明は①ドミグラスソース②タルタルソース③ウスターソースです。どれも洋食系調味料ばかりですが、(あくまで筆者にとつて) 生活上なくてはならないものです。

①ドミグラスソースについては、学校給食で初めてハヤシライスを食べたときに受けた“辛い辛いカレー”としか表現できなかった味の衝撃であり②タルタルソースは、某白髭爺ファストフード店の魚フライで初めて知った“酸っぱくないマヨネーズ”の衝撃(後日、緑のつぶつぶが大嫌いなピクルスであること知つてさらにびっくり!)であり③ウスターソースは、後述するように、家で食べるものと外で食べるものとの味の違いというきわめて東日本限定的な衝撃です。

今回は、文明開化以降の日本の食生活に多大な影響を及ぼしたウスターソースについて、日常的に入手できるウスターソースが大手メーカー社に限定されている東日本的発想で述べさせてい

たきます。

## ▼ ウスターソース概史

ウスターソースの名称は、ロンドンから北西へ約一五〇km程度離れたウスター（Worcester）市の地名に基づいておられます。その起源については、①ウスター市に住むとある主婦が残った果実・野菜を香辛料とともに貯蔵しておいたところ貯蔵物が発酵してソースになっていたとする説（偶然誕生説）、②地元貴族のサンデイス卿がベンガル旅行から戻った後、市内の薬局経営者に製造を依頼したとする説（インド起源説）、という二つの説があります。いずれも十九世紀初頭のことです。

日本へは、カレー等と同様に洋食の調味料として、明治初頭（十九世紀後半）にイギリスから導入されました。製造に着手した当初（明治二十年代頃）は「新味醤油」や「洋醬」という名称で販売されていたようですが、酸味や香辛料が強いために定着せず、その後、日本人向けに味を変えることによって、明治末期頃に洋食とともに定着していったようです。

## ▼ 何故ウスターソースは嫌われるのか

この「日本人向けに味を変える」行為は、洋食全般に行われていることで、日本人の環境適応力と創造力を如実に示しておりますが、皮肉にも東日本ではウスターソースを低迷させる要因となっておりま

日本農林規格（JAS規格）によれば、ウスターソース類とは、「野菜もしくは果実の搾汁、煮出し汁、ピューレもしくはこれらを凝縮したもの、またはこれにカラメル、酸味料、アミノ酸液、糊料を加えて調味したもの」と定義されており、主に粘度の違いから、ウスターソース、中濃ソース、濃厚ソースと区分されておられます。現在、家庭でのソース消費の主流は中濃、濃厚ソースです。これらのソースはウスターソースと比較して、粘度の違いの他に糖度の違いがあり、日本人の味覚に合うように甘い味付けがされておりま

また、近年では広島のお好み焼き用のソースが東日本でも勢力を伸ばしているように、ソースはどんどん甘くなつてきておられます。

ソース産業は小規模な製造会社が多いため、家庭用にスーパーマーケット等で流通しているのは地域ごとに特定メーカーに限られており、東日本ではウスターソースのみに限れば、「猛犬印」が市場をほぼ独占しております。自動車などもそうですが、財務的に優れたトップメーカーの製品というのは、成熟した消費社会においては商品としては魅力がない場合が多いようです。猛犬印の家庭用ウスターソースは、業務用や西日本で販売されている家庭用ソースに比べ、濃厚ソースとの味の違いが明確で、酸味と辛さが強すぎるのが特徴です（かといって本場に近いというわけでもない・・・）。自動車の場合は、他のメーカーを選択する余地がありますが、東日本の消費者はウスターソースを選ばないのです。農業試験場は道立だけで充分ですが、スーパーの棚には複数のウスターソースが欲しいものです。

また、飲食店においても、少なくとも卓上にある調味料類のソースは、ウスターであることの方が少数派です。飲食店では、一般に業務用の大瓶に入ったソースを使用しておりますが、こちらは一般消費者用とは流通が違い、地元零細メーカーのものが使われていることが多いようです。従って、東日本では家庭で使うウスターソースと飲食店で食べるウスターソースは別次元の調味料で、後者の方が圧倒的に美味です。ウスターソースの本来の利用法は、調理の過程で風味づけに使うことなので、ウスターソース



が使われていることは、きちんとした教育を受けている料理人がいることの一つの指標となります。また、卓上のソースを使う場合、粘性の違いから、同じ料理ならば濃厚よりもウスターの方が一皿あたりソース消費量が圧倒的に多くなります。ということは、コスト的には濃厚ソースを使用した方が店側にメリットがあります。こうしたことから、ウスターソースは飲食店でも利用が低迷しております。逆に言えば、ウスターソースを卓上に置いてある店は、ソロバン勘定よりも味覚を優先している良心的な店である可能性が高いとも考えられます。

## ▼ ソース消費の特徴

近年におけるソースは、より濃厚な味を求めるふりをして、より甘くより粘度を増しているだけのようです。特にソース消費が単調な東日本ではその傾向が強いです。その点、多彩なソース消費文化が展開している西日本では、広島のお好み焼き用ソース、大阪のたこ焼き用ソース、神戸のそばめし用激辛ソースなど、用途により特徴的なソースが利用され、普通のウスターソースも、地域によっては肉まんや天ぷら用の調味料に使われ、長崎ではちゃんぽんにウスターソースがさりげなく利用されたりしています。このようにソース消費に関しては西日本の方が発展しているように思います。

農業界でも、学者センセイ達は「お天気と農業は西から変わる」とかよくいいます。ソース消費も「遅れた」東は西から学んで欲しいものです。

## 札幌でウスタースソースが 味わえる数少ない事例

前述の通り、卓上にウスタースソースの置いてある店は、濃厚ソースを置いている店に比べ、料理人の質及び店の姿勢などの点から安心できます。北海道は、歴史が浅く庶民文化としての外食店の展開がきわめて遅れていることもあり、そうした事例は少ないのですが、札幌でいえば以下の二軒があげられます。

### コシヨシ (豊平区平岸三条一三丁目)

地下鉄南北線南平岸駅前にある小さな洋風定食店。入り口のブタさんマークが目印です。店内はカウンターのみのみで、なんとなくくたびれた雰囲気漂っており。メニューは豊富ですが、とりあえず日替わり(税込み：昼七〇〇円、夜七五〇円)を注文されることをおすすめします。肉系主菜+副菜+サラダ+漬物+ごはん+みそ汁から成る典型的な定食構造ですが、主菜と副菜には毎日何かしら新しい工夫が施されており、既製品を含めた安い素材でも、工夫すればこんな可能性があるんだということがわかります。ウスタースソースの出番はなかなかありませんが、店の良心を示す指標として卓上で輝いております。

このことは、あたかも、補助金を得るために陳情に奔走したり不正を行う農家が多いなかで、限定された環境下で最大の効果を出すべく自助努力している篤農家を見ているようで、北海道だつて捨てたもんじゃない(部分も少しはある)と救われた気分にな

ります。帰り際に、店主の「どーもでした」という小さな声を聞くことも和らぎます。

余談ですが、このテの洋食店の主人は、かつて南海ホークスにいた門田(通算本塁打は歴代三位の五六七本)似の方が何故か多いです。どうしてでしょうねえ。

### レストラントキワ(白石区栄通一九丁目)

一九八〇年代前半に女子大生ブームとほぼ軌を一にした第一次イタめしブームなるものがあり、当時田舎の中高生だった筆者も、おかわりシス・・・じゃなくて、世の中にはミートソースとナポリタンという「スパゲティ」以外にもボンゴレやカルボナーラ等々から成る「パスタ」とかいう概念が存在することを知りました。白石区南郷地区周辺はこれまでのイタめしブームを踏まえたタイプのイタリア料理店の多い地帯ですが、そんな環境下でイタめしブーム以前の「日本のスパゲティ」が食べられる希有の店が当店です。おすすめは、なんといつてもミートソース(税込み六五〇円)です。ステーキ用の鉄板に大量の太麺とケチャップ臭いミートソースが盛られております。とにかく麺の量が多いので、鉄板が熱いうちに麺の下部に卓上のウスタースソースを淹のようにふりかけ、下部の麺はソース焼きそばに近い感覚で食べると、二つの味が楽しめると同時に、ミートソースの全体配分を考慮しないで上部の麺を食べることができるので、満足度が高くなります。こういう料理を食べていると「輸入した乾麺を使っておいて、何がアール・デントンだ、ふざけんなシェフ気取りのインチキ料理人ども!日



本人のスパゲティとはこういうものだ！と、とても爽快な気分になれます。

## ▼おわり

筆者は、関東平野の果てにある地方都市に育ちましたが、小学生の頃（昭和四十八〜五十三年頃）に近所の駄菓子屋の鉄板で良く「もんじ焼き」なるものを焼いて食べていました。これは、いわゆる「もんじゃ焼き」の廉価版のようなもので、お椀に入れた、水で溶いた小麦粉＋ウスターソース＋揚げ玉＋青のりから

成る液体を鉄板で焼くだけのもので、ベースが二〇円、豚挽肉の入った最高級品が六〇円でした。東京の下町育ちの人達にとって、もんじゃ焼きとは貧困の象徴であり懐かしはあるが美味しいものではないこのことなのですが、筆者はもんじ焼きが好物だったので、自宅でもホットプレートで焼いておりました。ところが、猛犬印のソースを使うのでちっとも美味しくありませんでした。筆者にとつてウスターソースとは、幼い頃から「望んでも手に入れないもの」の象徴でした。

ソース消費がより甘くて粘度の高いものへとシフトするなかで、ウスターソースは、特に東日本では、スーパーの棚に置かれる比率が小さくなってきているように思われます。「地域と農業48号」でも書かせていただいたように、近年、北海道をはじめ、まちおこしの手法として各地でカレーが濫用されております。要するに、世の中の潮流として、都合の悪いことは何もかもカレーの香辛料でごまかしてしまおうということなのです。筆者は、どうせごまかしただけの人生ならば、カレーと導入経緯の良く似たウスターソースにまみれて生きていきたいと思えます。今夜もまた、東京都東北部の場末の大衆酒場のカウンターでウスターソースの海に浸したコロッケを食べながら酔いつぶれていることでしょうかねえ・・・。

絶滅しないでほしいな。ウスターソース。



研究会・研修会等への

報告者・講師の派遣

(平成十五年四月、  
十五年九月)

とき 平成15年6月2日  
テーマ 北海道農業の将来展望  
講演 太田原高昭  
(当研究所・所長)

とき WTO農業交渉と北海道  
農業の行方  
講演 太田原高昭  
(当研究所・所長)

とき 平成15年8月4日  
テーマ 農協営農振興計画策定の  
留意点  
講義 黒澤不二男  
(当研究所・常務理事)

○JA清里役員研修会  
主催 JA清里

○「農政研究会」  
主催 東川町

○岡山県議会議員農林部会研修  
主催 岡山県議会事務局

とき 平成15年7月1日  
テーマ 北海道農業と先端技術の  
役割

とき 平成15年7月25日  
テーマ これからの北海道稲作と  
農協

とき 平成15年8月7日  
テーマ 北海道農業の現状と課題  
話題提供 黒澤不二男  
(当研究所・常務理事)

話題提供 黒澤不二男  
(当研究所・常務理事)

講演 太田原高昭  
(当研究所・所長)

話題提供 黒澤不二男  
(当研究所・常務理事)

○ニセコ農業経営塾・リフレタ  
イム

○北海道農業情報研究会「第13回  
さつぼろ大会」  
主催 北海道農業情報研究会

○全国農業改良普及学会北海道  
大会  
主催 全国農業改良普及学会

○「食」と「農」の未来を考える  
(フォーラム)  
主催 JAGグループ北海道・北  
海道新聞社

主催 ニセコ町  
とき 平成15年4月18日  
テーマ 古人に学ぶ地域づくり  
講演 黒澤不二男  
(当研究所・常務理事)

とき 平成15年7月12日  
テーマ 農業情報化の課題と展望  
コーディネーター  
黒澤不二男  
(当研究所・常務理事)

とき 平成15年7月30日  
テーマ いま営農指導活動に求め  
られているもの  
パネラー 黒澤不二男  
(当研究所・常務理事)

とき 平成15年8月22日  
テーマ WTO農業交渉とわたし  
たちのくらし  
パネラー 黒澤不二男  
(当研究所・常務理事)

○「農業ジャーナリストの会、総  
会」

○「農業・食産業問題セミナー」  
主催 北海道産官学研究フォー  
ラム

○JAカレッジ「営農企画部門研  
修会」  
主催 JA北海道中央会・JA  
カレッジ

○十勝農業・農村施策研究会  
主催 十勝支庁

主催 北海道農業ジャーナリス  
トの会

とき 平成15年7月15日

とき 平成15年8月29日

とき 平成15年8月29日

謹んで  
台風・地震災害の  
お見舞いを  
申し上げます

この度台風10号、および十勝沖を震源とする地震により、被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

ご健康に留意され、一日も早く復旧されますことを心からお祈り申し上げます。

(社) 北海道地域農業  
研究所

テーマ 農業生産法人設立誘導と運営支援

講演 黒澤 不二男  
(当研究所・常務理事)

○「北見地区農政情報説明会」  
主催 農水省北見統計情報セン  
ター

とき 平成15年9月4日  
テーマ WTO農業交渉と北海道農業

講演 太田原 高昭  
(当研究所・所長)

○「空知地区農協理事研修会」  
主催 JA北海道中央会岩見沢支所

とき 平成15年9月5日  
テーマ これからの北海道農業とJAの役割

講演 太田原 高昭  
(当研究所・所長)

○「札幌学院大学市民公開講座」  
主催 札幌学院大学人文学部  
とき 平成15年9月6日

テーマ スローフード運動の目指すもの

講義 太田原 高昭  
(当研究所・所長)

○「北の恵みフォーラム」  
主催 フードランド北海道実行委員会

とき 平成15年9月7日  
テーマ 北海道の地産地消

コーディネーター 太田原 高昭  
(当研究所・所長)

○経営アグリビジネススクール・地域マネージャー講座  
主催 日本アグリビジネスセン  
ター

とき 平成15年9月10・11日  
テーマ 地域マネジメントの構築と実践

コーディネーター 黒澤 不二男  
(当研究所・常務理事)

○「日本地域経済学会大会」  
主催 日本地域経済学会  
とき 平成15年9月20日

テーマ 市町村合併と農協合併  
パネラー 太田原 高昭  
(当研究所・所長)

○経営シンポジウム

主催 北大農業経営情報学分野  
とき 平成15年9月26日  
テーマ 酪農における経営改善  
過程

座長 黒澤 不二男  
(当研究所・常務理事)

○JICA中東欧研修・市場経済コース  
主催 JICA帯広研修セン  
ター

とき 平成15年9月29日  
テーマ 北海道農業と支援組織  
講義 黒澤 不二男  
(当研究所・常務理事)



## DATA FILE

### 関連事項 / DATA

#### 仁木町

〒 048-2492

余市郡仁木町西町 1 丁目 36 番地

☎ 0135(32)3953 企画課

#### JA 新おたる

〒 048-2493

余市郡仁木町北町 3 丁目 4 番地

☎ 0135(32)2428

#### (社) 北海道地域農業研究所

〒 060-0004

札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 1

☎ 011(281)2566

E-mail : kaihou@chiikinouken.or.jp

HP : <http://www.chiikinouken.or.jp>

## 編集後記

いつの間にか短い夏は過ぎ去ってしまいました。蝉の声にも気が付かず、扇風機を物置から出すことも忘れてたまま秋を迎え、とうとう羊蹄山

は初冠雪となっていました。

農家にとって一年の苦労が結実する稔りの秋は、私にとっては食欲の秋です。我が家にはトウキビに続いて葡萄や林檎、本州からは梨や柿さらに栗の便りが届き始め

ます。登山嫌いの私にも、苕桃やコクワはとても魅力的です。

食欲いつぱいの私に、友人は韓国家庭料理を堪能する機会を設けてくれました。折り良く訪日中であった韓国人ご夫妻の手料理による夕食会です。

私の頭の中にあつた「韓国Ⅱ焼肉」とかなり異なつた、どれもこれも野菜をふんだんに使つた野菜が主役の料理でした。キムチ（白菜、キュウリ、大根）、チヂミ、チゲスープ、名前を忘れましたが芋のビーフン料理など等です。勿

論、唐辛子やニンニクは、思わず「ウン!!」と叫びたくなるほど使っていました。

日本の友人が返礼に、夕食会を開いたのですが、その料理は肉と魚（刺身）が主役で、野菜は付け合せの申し訳程度でした。いわゆる「おふくろの味」はほとんど有りません。「韓国でも家庭でキムチを漬けることの出来る人は少なくなつてきた。」と慰められました。が、日本は漬け物どころか、家庭料理そのものの継承が危うい状況ではないでしょうか。

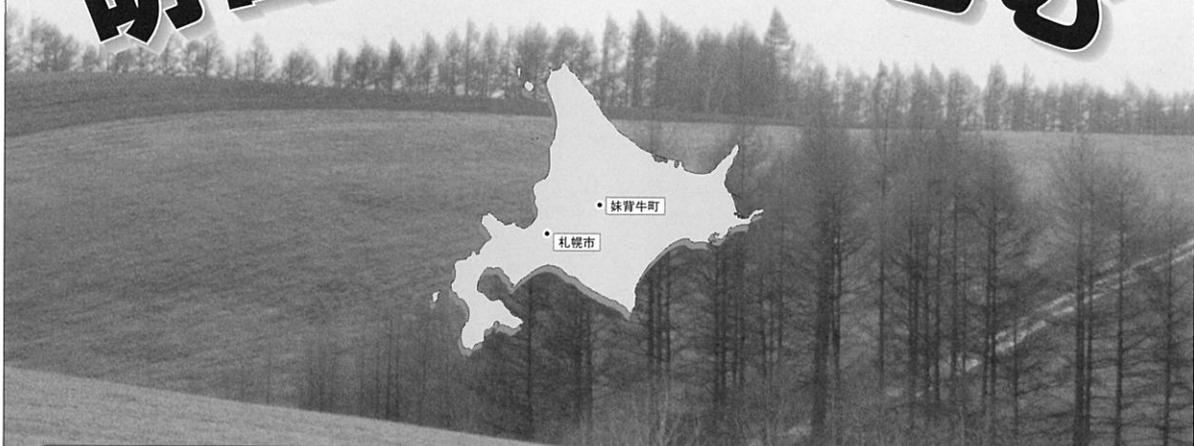
ファストフードに象徴される脂肪とカロリーの高い食品を食べる機会が多く、日本の若者はアメリカの若者より血清コレステロール値が高く、心筋梗塞などの生活習慣病の増加が心配されていると聞きました。

私は歳の所為もあつてか「日本食」が好みに合つてきたので、「おふくろの味」を懐かしく思い出しながら、趣味の料理に取り組もうと決意しています。子供達の食生活習慣を矯正することは我が家で無理としても、妻だけは「日本食」の仲間に入り入れることにしましよう。

米に魚、大豆蛋白、野菜、海草などを中心とした「日本食」を見直し、北海道で採れた新鮮な素材を楽しむことは、私の健康と長寿だけでなく、北海道の農業を守ることに繋がるのだと屁理屈を見つけて、食いしん坊の私は取りあえず満足しています。

(宗良孝一)

# 明日の農業を包む



**①** **ホクレン包材株式会社**

代表取締役社長 士反英秋

本社 〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1番地北農ビル17階  
TEL (011) 222-3401 FAX (011) 222-5394  
第1工場(化成品工場) 雨竜郡妹背牛町字妹背牛414番地の1  
第2工場(化成品加工工場) 雨竜郡妹背牛町字妹背牛218番地  
紙袋工場 雨竜郡妹背牛町字妹背牛414番地の1

**北海道の  
畜産を支える  
安全で良質な  
飼料の安定供給。**

あしたの畜産振興のために  
信頼できる配合飼料を



釧路西港工場



**ホクレンくみあい飼料株式会社**

本社：〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目北農ビル  
TEL. (011) 222-3301 FAX. (011) 222-3304

工場：釧路西港工場・苫小牧工場  
帯広工場・北見工場

おいしい北海道、読んでみませんか？

ホクレン情報誌

GREEN



A5版サイズ 年6回(奇数月1日)発行 **無料定期送付**

季節の料理メニュー、北海道産品のおいしさの秘密、産地情報や旬の素材をお届けする通販コーナーなど、おいしい情報盛りだくさんの「GREEN」を、ご応募いただいた方全員に無料でお送りいたします。

**お申し込み方法**

●ハガキの場合

「GREEN希望」と明記し、住所、氏名、年齢、職業、電話番号をご記入の上、次の宛先へお申し込みください。

〒060-8651  
札幌市中央区北4条西1丁目3  
ホクレン広報宣伝課  
「GREEN」係

●ホームページからも

<http://www.hokuren.or.jp/greenweb/>  
までどうぞ。

 **ホクレン**  
<http://www.hokuren.or.jp>

# 大地の約束。

自然と人が手をたずさえず、  
たゆまぬ努力を続けてきた  
北海道の農業。この豊かな  
大地とあたたかい食卓を  
結ぶために、私たちは約束  
します。クリーンな大地を  
守り、本物の「おいしさ」を  
「安心」とともにお届けする  
ことを。私たちは、北海道の  
ホクレンです。